

伊豆の国市

第3次地域福祉計画

平成30年3月

伊豆の国市

はじめに

近年、急速に進む少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域で、ともに助け合い支え合う意識が希薄になっています。また地域における福祉ニーズも複雑・多様化し、支援を必要とする方も増え、従来の福祉サービスだけでは解決が難しい生活課題が増えてきています。



また、東日本大震災や熊本地震をはじめ、ゲリラ豪雨による土砂災害など未曾有の大規模災害が全国各地で、毎年のように発生し、避難行動要支援者の安全確保も大きな課題となっており、災害時には、身近な市民相互による、支え合いの体制づくりが急務となっています。

地域福祉の推進においては、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民、団体、事業者、そして行政が、自助・共助・公助の考え方に基づいて、それぞれの役割を認識、発揮し、お互いの連携をより充実させ協働して取り組むことが必要です。

こうした中で、今年度末で終了する「第2次地域福祉計画」を、時代の変化に合った計画に見し、今回策定する「伊豆の国市第3次地域福祉計画」では、第2次地域福祉計画策定以降に制度化された「生活困窮者自立支援法」に基づく支援をはじめ、「地域包括ケアシステム」、相談支援体制について掲載し、計画の基本理念である、「市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに」をもとに、基本目標である①福祉文化の醸成②利用者主体の福祉サービスの充実③安全・安心にくらせる環境づくりの実現に向け、より一層の取組みと推進のための仕組みづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様並びに関係団体の方々に、深く感謝申し上げます。

平成30年3月

伊豆の国市長 小野登志子

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	2
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	3
第1節 人口や世帯の状況.....	3
第2節 本市の子どもの状況.....	5
第3節 本市の高齢者の状況.....	8
第4節 本市の障がいのある人の状況.....	10
第5節 本市の地域の状況.....	12
第6節 アンケート調査からみえる地域の状況.....	14
第7節 関係団体ヒアリングの結果について.....	21
第8節 本市の地域福祉に係る課題のまとめ.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
第1節 計画の基本理念.....	28
第2節 計画推進の視点.....	28
第3節 計画の基本目標.....	29
第4章 具体的な取組み.....	34
基本目標1 福祉文化の醸成.....	35
基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実.....	42
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり.....	51
第5章 計画の推進に向けて.....	61
第1節 計画の推進.....	61
第2節 計画の進行管理.....	61
第6章 関連資料.....	62
1. 策定委員会委員名簿.....	62
2. 用語解説.....	63

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

近年、科学技術のめざましい発展により、生活が年々便利で豊かになる一方、人口減少や少子高齢化の進行、家族構成の変化や価値観・ライフスタイルの多様化、子どもの貧困問題など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

さらに現代社会の新たな問題として、学校でのいじめ、仕事や人間関係のストレスによる精神疾患患者の多発、自殺、虐待などの事態も多く発生しています。

こうした中、地域においては支援を必要とする人が増加し、福祉ニーズについても多様化しています。また、家庭や地域におけるコミュニケーションのあり方が変化しています。

今後、一層増大し多様化する福祉ニーズに公的サービスのみで対応することは限界があり、地域における助け合いや、住民を軸とするさまざまな主体との「協働」で生活課題の解決に取り組む「地域福祉」が、より一層求められます。

「地域福祉計画」は、地域の助け合いによる福祉である「地域福祉」を推進し、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、お互いを支えあう地域づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

市民・団体・地域・行政等が、それぞれの役割を担いながら、お互いに力を合わせる協働の関係をつくり、住民や関係諸団体の活動、公的サービスなどを連携させ、

「自助」～住民一人ひとりの努力

「共助」～住民同士の相互扶助

「公助」～公的な制度

に基づく「地域ぐるみの福祉」の推進を目指します。

第2節 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5カ年を計画期間とします。また、社会情勢の変化に合わせて、適宜見直しを行います。

■計画期間

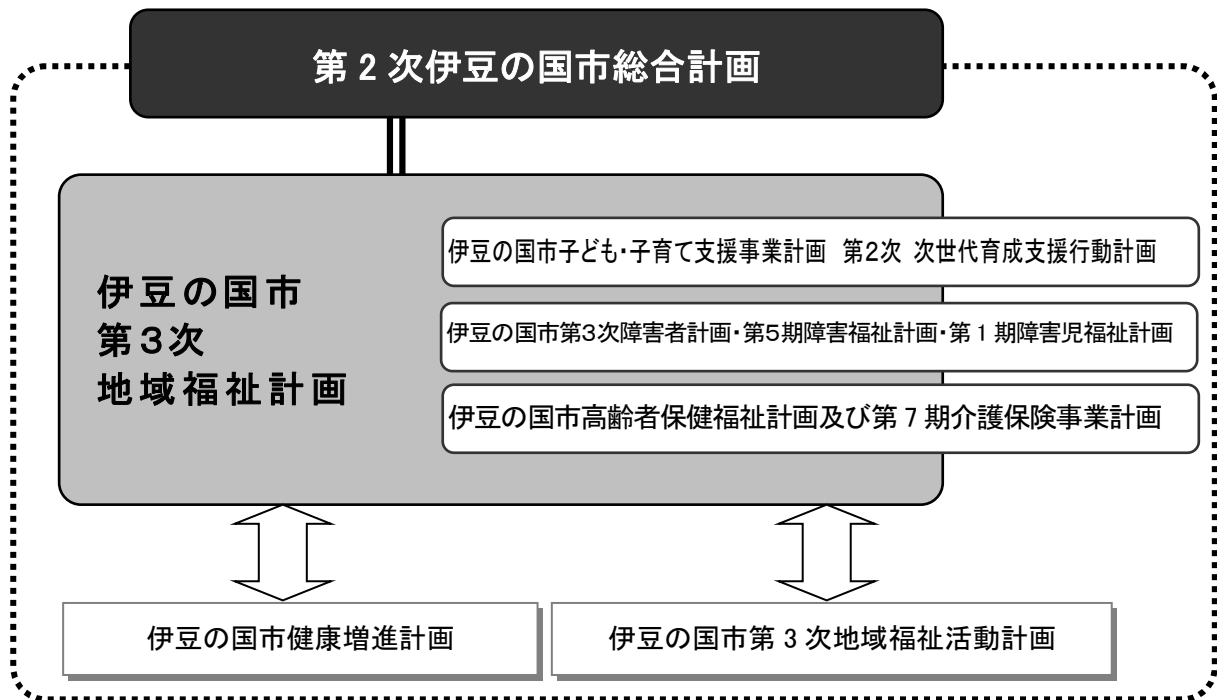
平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
伊豆の国市 第2次 地域福祉計画									
				見直し	伊豆の国市 第3次 地域福祉計画				
									見直し

第3節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条で定める市町村地域福祉計画として、伊豆の国市に暮らすすべての人を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画として策定します。

また、国・県の関連計画を考慮するとともに、第 2 次伊豆の国市総合計画を基盤として、市の地域福祉に関連する計画や、伊豆の国市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合を図りつつ策定します。

■関連計画との関係図



第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題

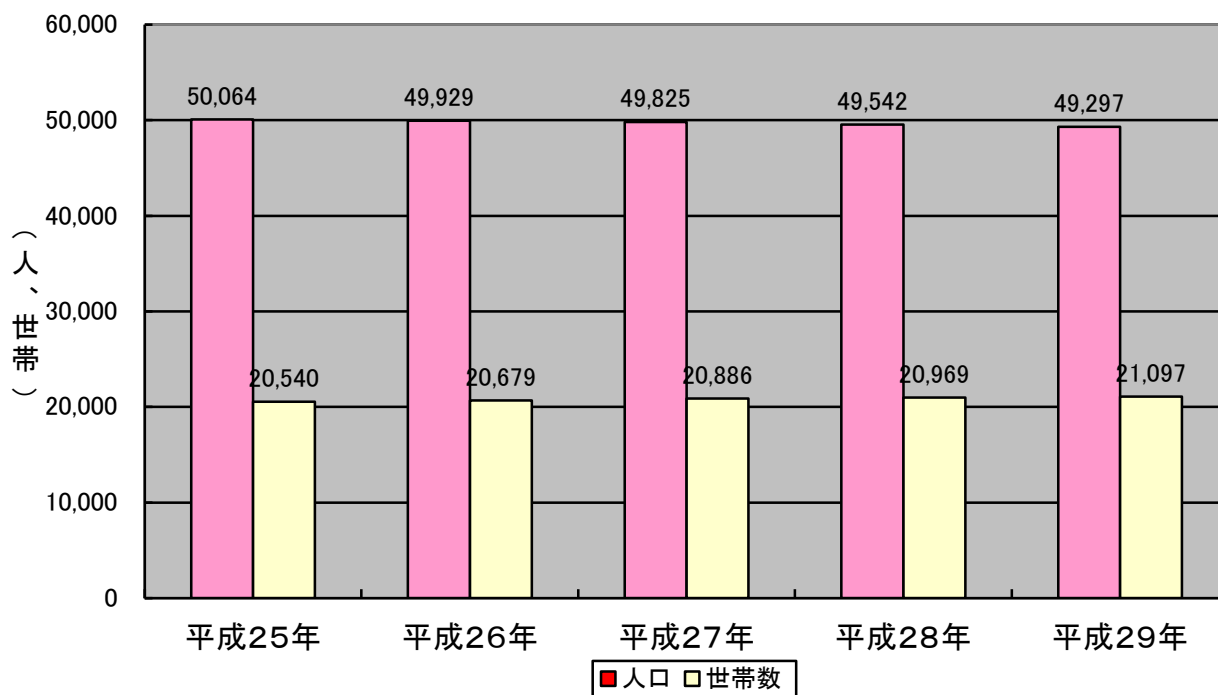
第1節 人口や世帯の状況

(1)人口の推移

本市の人口は、平成29年10月1日現在で49,297人です。平成25年から平成29年にかけて、767人減少しています。

世帯数は、平成29年10月1日現在で21,097世帯です。平成25年から平成29年にかけて、557世帯増加しています。

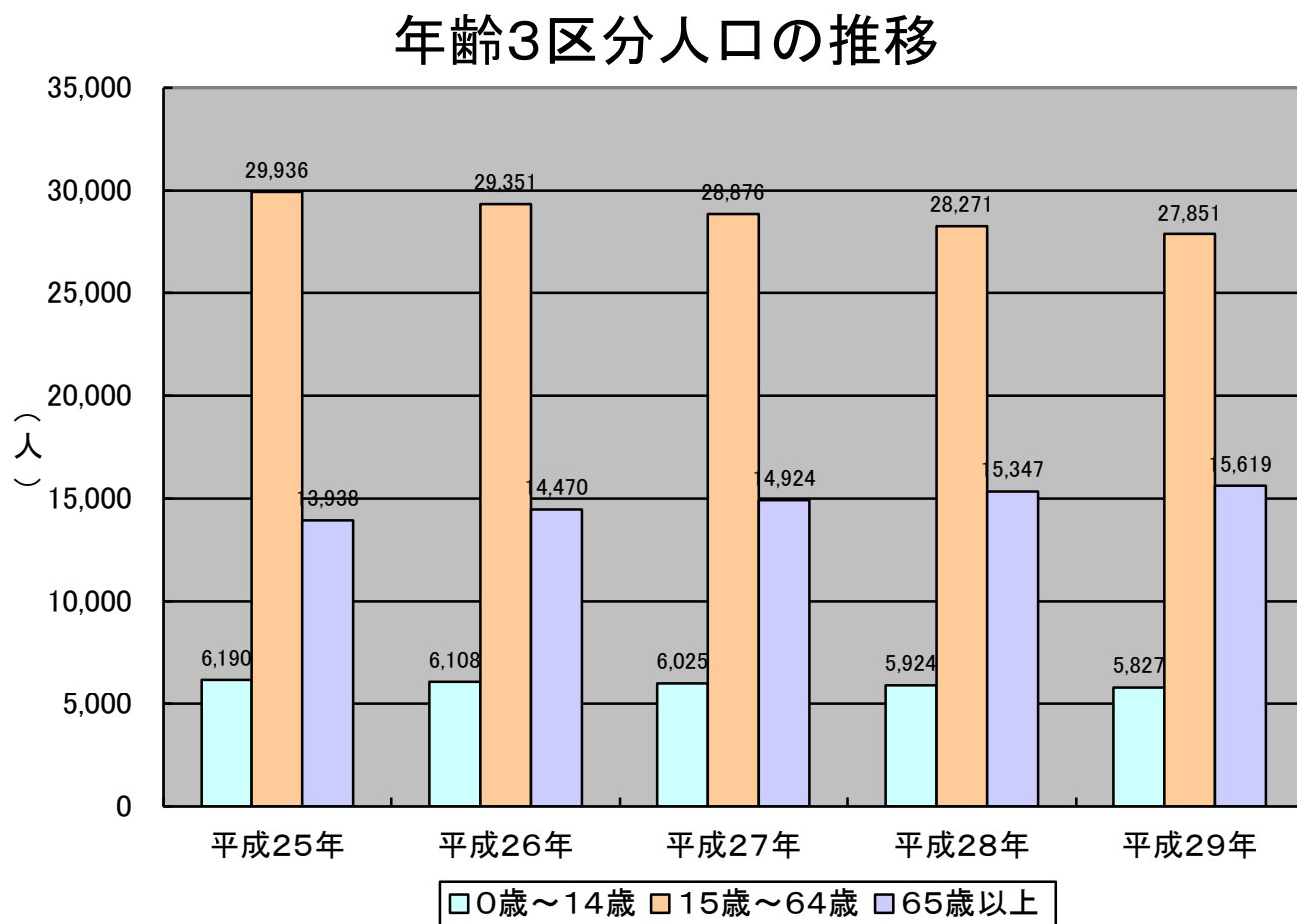
総人口と世帯数の推移



資料:住民基本台帳・外国人含む(各年10月1日現在)

(2) 年齢階級別人口の推移

年齢3区分別人口の推移については、0～14歳及び15～64歳の人口はともに減少しています。一方、65歳以上人口は増加となっており、平成25年から平成29年にかけて1,681人増加しています。



資料：住民基本台帳・外国人含む(各年10月1日現在)

第2節 本市の子どもの状況

(1) 出生数の推移

出生数については、平成24年度から平成28年度にかけて、多少増減はあるものの減少傾向となっています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
出生数(人)	351	370	312	329	302

資料：人口動態調査※外国人含む

(2) 保育所園児数の推移

保育所園児数については、平成25年から平成29年にかけて、年々増加しています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
私立(人)	471	490	499	510	519
公立(人)	253	261	287	308	351
合計(人)	724	751	786	818	870

資料：伊豆の国市の教育（各年5月1日現在）

(3) 幼稚園児童数の推移

幼稚園児童数については、平成25年から平成29年にかけて、減少傾向となっています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
私立(人)	178	162	170	154	156
公立(人)	542	528	500	488	480
合計(人)	720	690	670	642	636

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 小・中学校の児童生徒数の推移

小・中学校の児童生徒数については、平成25年から平成29年にかけて、小学生、中学生ともに減少傾向となっています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学生(人)	2,590	2,535	2,489	2,376	2,323
中学生(人)	1,356	1,332	1,300	1,297	1,299

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(5)学童保育(放課後児童クラブ)利用児童数の推移

学童保育(放課後児童クラブ)利用児童数については、平成25年から平成28年にかけて、増加傾向となっていました。平成29年は減少しています。平成27年度より小学校4年生の受け入れを開始しました。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学生(人)	330	337	366	377	342

資料：伊豆の国市の教育(各年5月1日現在)

(6)地域子育て支援センター利用者数の推移

地域子育て支援センターの利用者数については、平成24年度から平成27年度にかけて、おおむね増加傾向となっていました。平成28年度は減少しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
すみれ(人)	9,149	8,770	9,721	13,456	11,635
たんぽぽ(人)	11,566	13,025	15,120	12,100	11,717
計(人)	20,715	21,795	24,841	25,556	23,352

年間延べ利用人数

資料：保健福祉・こども・子育て相談センター

(7)伊豆の国市児童発達支援センターきららか利用者数の推移

平成27年度から児童発達支援センターきららかを設置し、発達に課題のある児童の療育支援を実施しています。

		平成27年度	平成28年度
児童発達支援	実人数(人)	12	22
	延人数(人)	2,076	3,394
放課後等デイサービス	実人数(人)	15	21
	延人数(人)	1,275	1,681
保育所等訪問支援	実人数(人)	4	2
	延人数(人)	19	9
親子療育教室	実人数(人)	7	8
	延人数(人)	24	43
巡回相談	実人数(人)	96	73
	延人数(人)	101	120

資料：障がい福祉課

(8)特別支援学校通学者の推移

特別支援学校に通学する児童、生徒数については、平成 25 年から平成 29 年にかけて、東部特別支援学校では同じような数値で推移していますが、沼津特別支援学校については増加傾向にあります。

学校名	小中区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東 部 特 別 支 援 学 校	小学生(人)	7	9	9	7	7
	中学生(人)	1	1	1	1	1
沼 津 特 別 支 援 学 校	小学生(人)	15	14	15	16	17
	中学生(人)	5	5	6	7	12
そ の 他 の 特 別 支 援 学 校	小学生(人)	0	0	0	2	3
	中学生(人)	2	0	0	2	1

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

第3節 本市の高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

平成25年から平成29年にかけて、高齢化率は27.3%から31.4%へと4.1ポイント上昇しています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
65歳以上(人)	13,689	14,194	14,717	15,170	15,515
高齢化率(%)	27.3%	28.5%	29.6%	30.5%	31.4%

資料：長寿福祉課（各年4月1日現在）

(2) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯数については、特に高齢者単身世帯の伸びが大きくなっています。また、平成27年には、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計が、総世帯数の約25%となり、4世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっています。

	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者単身世帯	1,337	1,755	2,187
高齢者夫婦世帯	1,677	2,031	2,411
高齢者同居世帯	4,330	4,676	4,896
(一般世帯数)	18,098	18,715	18,642

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) シニアクラブの状況

クラブ数及び加入者数ともに年々減少しています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
クラブ数(クラブ)	39	37	37	36	35
加入者数(人)	3,004	2,760	2,726	2,576	2,465

※加入者がいないクラブはクラブ数に含めない

資料：長寿福祉課（各年3月31日現在）

(4)要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は増加傾向にあり、平成29年10月末現在で2,260人、認定率は14.4%となっています。

	要支援(人)		要介護(人)					合計 (人)	認定率 (%)
	1	2	1	2	3	4	5		
平成25年(人)	206	309	370	435	325	311	238	2,104	15.1%
平成26年(人)	235	337	360	350	345	285	216	2,128	14.7%
平成27年(人)	290	365	408	297	366	291	213	2,230	14.9%
平成28年(人)	323	355	413	413	330	308	210	2,295	15.0%
平成29年(人)	308	393	389	340	325	311	194	2,260	14.4%

資料：介護保険事業状況報告（各年10月31日現在）

第4節 本市の障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数(身体障がい)については、平成25年の1,677人から平成29年の1,658人へとほぼ横ばいとなっています。身体障がいの種類別については、肢体不自由が全体の5割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数(身体障がい)の推移

(単位：人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計		1,677	1,670	1,655	1,680	1,658
年齢別	18歳未満	34	34	39	37	38
	18～64歳	513	492	474	470	451
	65歳以上	1,130	1,144	1,142	1,173	1,169
等級別	1級	664	660	652	675	660
	2級	282	280	266	265	260
	3級	230	227	227	231	228
	4級	324	332	338	342	347
	5級	86	86	87	83	82
	6級	91	85	85	84	81
種類別	視覚障がい	127	129	124	130	125
	聴覚障がい	87	84	83	85	90
	平衡機能障がい					
	音声・言語・そし やく機能障がい	16	18	18	18	21
	肢体不自由	947	938	938	935	906
	内部障がい	500	501	492	512	516

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(2)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数（知的障がい）については、平成 25 年の 288 人から平成 29 年の 363 人へと増加傾向となっています。

■療育手帳所持者（知的障がい）の推移 (単位：人)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合計		288	299	324	349	363
年齢別	18 歳未満	51	59	81	99	108
	18～64 歳	206	213	217	225	232
	65 歳以上	31	27	26	25	23
等級別	A(重度)	102	104	106	111	118
	B(軽度)	186	195	218	238	245

資料：障がい福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい）については、平成 25 年の 197 人から平成 29 年の 202 人へと増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい）の推移 (単位：人)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合計		197	203	210	222	202
等級別	1 級	16	17	13	20	18
	2 級	115	125	132	135	125
	3 級	66	61	65	67	59

資料：障がい福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(4)自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数については、平成 25 年の 417 人から平成 29 年の 439 人へと増加傾向となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者の推移

(人)	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合計	417	402	401	424	439

資料：障がい福祉課（各年 4 月 1 日現在）

第5節 本市の地域の状況

(1)生活保護の状況

生活保護の受給状況については、平成25年から平成29年にかけて、世帯数、人員ともに減少傾向となっています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
世帯数(世帯)	520	504	497	485	474
人員(人)	675	648	618	604	576

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

(2)相談支援の状況

平成27年度から総合的な相談窓口として、専門職を配置した「保健福祉・こども・子育て相談センター」を福祉事務所に設置し福祉関係全般の相談を受けています。

■各種相談件数

	平成27年度	平成28年度
高齢者、障がい者相談(件)	4,335	4,515
児童相談(件)	2,282	3,050
女性相談(件)	613	508
計	7,230	8,073

資料：保健福祉・こども・子育て相談センター

(3)生活困窮者自立支援の状況

平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく支援を実施しています。

	平成27年度	平成28年度
新規相談受付件数(総数)(件)	187	167
プラン作成件数(総数)(件)	10	13
住宅確保給付金給付月数(月)	5	4
就労者数(一般就労総数)(人)	47	72

資料：社会福祉課

(4)ハローワーク三島管内有効求人倍率の状況

有効求人倍率は、平成 25 年から平成 29 年まで、ハローワーク三島管内、静岡県内ともに上昇しています。

ハローワーク三島管内：三島市・伊豆の国市・伊豆市・熱海市・伊東市・函南町

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
ハローワーク三島管内(件/人)	0.74	0.97	1.18	1.32	1.49
静岡県内(件/人)	0.76	0.99	1.07	1.26	1.44

資料：静岡労働局最近の雇用情勢（各年 4 月の数値）

(5)交通事故の発生状況

交通事故の発生件数、負傷者数については、年により増減があるものの全体的には減少傾向にあります。

(人身事故のみ)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
発生件数(件)	440	473	378	370	345
負傷者数(人)	608	649	512	524	474
死者数(人)	2	3	4	2	2

資料：大仁警察署管内犯罪と交通事故のあらまし(各年 1 月 1 日から 12 月 31 日)

第6節 アンケート調査からみえる地域の状況

(1) 第2次地域福祉計画策定時アンケートとの比較

第3次地域福祉計画策定時アンケート			
調査名	まちづくりに関するアンケート(一般市民)		
調査対象	伊豆の国市在住の満18歳以上の市民(無作為抽出)		
調査期間	平成29年9月～10月		
回収結果	配布数:1500人	有効回収数 611人	有効回収率 40.7%
備考	まちづくりアンケートの中に福祉に関するアンケート項目を追加実施しました。		

第2次地域福祉計画策定時アンケート			
調査名	第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート		
調査対象	伊豆の国市在住の満20歳以上の市民(無作為抽出)		
調査期間	平成24年12月		
回収結果	配布数:2,000人	有効回収数 595人	有効回収率 29.8%
備考	伊豆の国市社会福祉協議会と共同でアンケートを実施しました。		

① 隣近所との関わりについて

隣近所の付き合い方が、次第に希薄になっている状況にあります。

普段の近所付き合い(単数回答)

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
家族ぐるみでとても親しく付き合っている	8.3%	13.7%
ある程度親しく付き合っている	42.1%	41.2%
会えば挨拶をする程度の付き合いである	45.2%	41.2%
ほとんど(もしくは全く)付き合いはない	4.1%	4.0%
無回答	0.3%	0.0%

近所付き合いの考え方(単数回答)

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
親しく相談したり助け合ったりするのは当然である	35.5%	38.9%
わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で便利なことが多いので必要である	44.5%	44.9%
わずらわしいことが多いので、あまりしたくない	14.4%	12.0%
なくても困らないのでしたくない	3.9%	4.1%
無回答	1.6%	0.1%

② 日常生活上の課題について

日常生活の中で不安に思っていること（複数回答）

老後の生活や介護を不安に思っている人が大幅に増えています。また、自分や家族の健康に関することや生活費などの経済問題、近所との関係、地域の治安を挙げる人も増えています。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
自分や家族の健康に関すること	56.1%	51.4%
老後の生活や介護に関すること	68.2%	50.9%
生活費など経済問題	35.2%	30.3%
仕事に関すること	16.0%	19.5%
育児・子育てに関すること	8.3%	9.1%
家族との人間関係	6.9%	7.2%
近所の人との関係	14.7%	7.4%
住まいに関すること	13.7%	11.4%
地域の治安に関すること	12.4%	9.9%
人権問題に関すること	3.6%	1.5%
その他	2.3%	0.7%
特になし	8.5%	9.2%

不安や悩みの相談相手（複数回答）

職場の人への相談が減り、家族、親戚、兄弟や友人、かかりつけ医に相談する人が増えています。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
家族、親せき、兄弟	67.9%	62.4%
友人	44.0%	37.3%
隣人・近所の人	8.0%	6.9%
自治会役員	0.8%	0.0%
民生委員・児童委員	0.7%	1.3%
かかりつけ医	12.4%	9.2%
職場の人	8.8%	11.8%
市役所など官公庁の窓口	2.5%	1.3%
社会福祉協議会の窓口	2.0%	1.0%
その他	1.3%	0.5%
誰にも相談しない	8.8%	8.1%

③ 地域活動・ボランティア活動について

この5年間に行った地域活動・ボランティア活動（複数回答）

自治会の活動や趣味などのサークル活動を行なう人が増えています。

※この設問は地域活動やボランティア活動を行なった人からの回答です。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
自治会の活動	56.9%	45.5%
婦人会の活動	3.6%	4.9%
子ども会の活動	18.4%	15.6%
シニアクラブの活動	9.5%	8.0%
PTAの活動	13.2%	14.7%
子育てサークルの活動	3.6%	3.6%
スポーツ団体の活動	11.2%	10.3%
趣味などのサークル活動	23.7%	15.6%
消防団・自主防災会の活動	11.8%	14.7%
その他	10.9%	13.4%

地域活動・ボランティア活動を広げるために必要なこと（複数回答）

気軽に相談できる窓口、活動拠点や場所の整備、若い世代の育成を挙げた人が大幅に増えています。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
気軽に相談できる窓口	36.0%	26.6%
活動できる拠点や場所を整備する	32.7%	20.6%
多少の報酬がもらえるようにする	16.4%	11.7%
活動に関する研修や講習会を開催する	14.7%	13.5%
活動に関する情報を積極的に発信する	34.0%	25.2%
若い世代への参加を呼び掛ける	31.4%	18.7%
人材・リーダーの育成をする	24.2%	20.2%
その他	2.0%	2.2%
特にない	7.7%	9.2%

④ 福祉サービスについて

福祉サービスに関する情報の主な入手先（複数回答）

新聞・雑誌・テレビ・ラジオを挙げた人が大幅に増え、インターネットや市の広報誌・ホームページを挙げた人も増えています。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
知り合いを通じて	22.4%	20.0%
市の広報誌・ホームページ	56.5%	47.3%
市役所の窓口・掲示板	7.0%	11.6%
民生委員・児童委員を通して	2.8%	3.7%
社会福祉協議会の窓口や広報誌、ホームページ	9.2%	15.3%
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	21.1%	9.7%
インターネット	11.3%	5.8%
ケアマネジャーやホームヘルパー	6.1%	11.6%
地域包括支援センター	4.9%	3.0%
保健センター	2.9%	2.6%
医療機関	6.1%	13.0%
その他	1.1%	0.5%
特になし	13.9%	

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいもの（複数回答）

すべての項目で充実することを挙げる人が増えましたが、特に福祉総合相談や在宅福祉サービスの充実や情報発信の充実を挙げた人が大幅に増えています。

※この設問は、社会福祉協議会のことを知っている人からの回答です。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
ボランティア活動への参加促進と支援	20.7%	15.1%
住民による見守りや支えあい活動への支援	27.6%	18.8%
隣近所や自治会など、交流活動への支援	14.3%	10.0%
気軽に相談できる福祉総合相談の充実	44.8%	30.3%
在宅生活の福祉サービスの充実	32.5%	18.5%
地域住民への福祉に関する理解の普及啓発	17.2%	14.0%
学校における福祉体験学習の推進	10.3%	9.6%
福祉サービスに関する情報発信の充実	38.4%	24.0%
その他	1.0%	1.1%
特になし	3.9%	8.1%

⑤ 災害時のことについて

災害時に困ること（複数回答）

被害状況や支援物資など必要な情報がわからないを挙げた人が大幅に増えています。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
安全なところへすぐに避難できないこと	30.0%	52.6%
必要なもの(水や食料)の入手方法について	31.4%	47.2%
必要な治療が受けられるか、薬などの入手方法について	36.7%	47.0%
被害状況や支援物資など必要な情報がわからない	37.5%	14.8%
救助を求めることができない。求めても来てくれる人がいない。	8.5%	3.2%
周囲とのコミュニケーションがとれない (手話・筆記・点字が必要)	1.8%	3.1%
その他	3.3%	0.2%
特になし	16.7%	

災害に備えて取り組むべきこと（複数回答）

災害時の生活支援体制の確立や情報伝達方法の確立を挙げた人が増えています。

調査項目	第3次計画時 調査	第2次計画時 調査
地域・近所での日ごろからの協力体制づくり	38.6%	49.9%
災害時に必要な物資を整えておくこと	59.6%	56.8%
災害時の情報伝達方法を確立すること	62.4%	53.6%
災害時の生活支援体制を確立すること	51.9%	39.7%
避難誘導体制を確立すること	29.8%	31.1%
ボランティアの受入などの体制を整備すること	22.4%	19.3%
より実践に備えた訓練の実施など住民の意識啓発	20.8%	25.7%
その他	1.8%	1.2%
特になし	3.4%	

(2) 市民アンケート調査での意見

第3次地域福祉計画の策定にあたり、市民の皆様より自由意見をいただきました。代表的な意見を抽出しています。

- ・最大の地域福祉は、誰もが安く気軽に利用できる公共交通が地域に通っていることだと思う。各地域に公共交通を早急に通してもらいたい。
- ・誰もが安く気軽に利用できる公共交通の充実を図ってもらいたい。
- ・一人暮らしの高齢者が増えるので、地域で見守ってくれる体制作りが必要。
- ・高齢者、障がい者が、気軽に出かけられ、自由に立ち寄れる居場所作りが必要。
- ・行政、社会福祉協議会、事業者などでもっと横のつながりを持ってほしい。また、情報共有して役割分担してほしい。
- ・地域の役員のなり手がいない。
- ・高齢者や障がい者が、健常者と一緒にいきいきと生活できるようにしてもらいたい。
- ・昔から地域に住んでいる人と、近年アパートやマンションに引っ越してきた人では、地域の活動に対する考え方が違う。また、年代によっても違う。
- ・世代を超えて交流できるようなものがほしい。

(3)第2次伊豆の国市総合計画アンケート調査の概要

第2次伊豆の国市総合計画の策定にあたり、市民の生活環境やこれまでの取り組みに対する評価及びまちづくりに対する意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。福祉事業に関する項目を抽出しています。

調査対象	伊豆の国市在住の満18歳以上の男女2500人(無作為抽出)		
調査期間	平成26年10月		
回収結果	配布数:2,500人	有効回収数:912人	有効回収率:36.5%

アンケート結果

- ①市民の健康増進政策への取り組み(各種健診、予防接種など)
満足 29.6% 普通 54.4% 不満 10.3% 無回答 5.7%
- ②地域に必要な医療を確保するための取り組み
満足 16.9% 普通 62.2% 不満 13.5% 無回答 7.5%
- ③介護を必要とするお年寄りへの福祉サービスの取り組み
満足 11.8% 普通 66.9% 不満 14.4% 無回答 6.9%
- ④お年寄りの生きがいづくりへの取り組み
満足 9.3% 普通 67.0% 不満 15.7% 無回答 8.0%
- ⑤障がいを持った人への福祉サービスの取り組み
満足 7.0% 普通 69.1% 不満 13.7% 無回答 10.2%
- ⑥介護している家族への支援
満足 4.6% 普通 65.7% 不満 19.3% 無回答 10.4%
- ⑦子育てや子育て世帯への支援(こども医療費助成制度や放課後児童クラブなど)
満足 12.1% 普通 66.7% 不満 12.1% 無回答 9.2%
- ⑧支えあいの地域福祉の充実(ボランティア団体等の活動支援、ボランティア養成講座の開催など)
満足 5.3% 普通 74.5% 不満 10.4% 無回答 9.9%
- ⑨雇用機会の創出と職業能力の向上のための取り組み
満足 2.5% 普通 44.4% 不満 45.0% 無回答 8.1%

第7節 団体ヒアリングの結果について

(1) 関係団体ヒアリングの概要(その1)

平成 28 年度に社会福祉協議会が「民生委員・児童委員、ボランティア連絡会」へのヒアリング（記述形式アンケート）を行っています。代表的な問題・課題等を抽出しました。

伊豆の国市共通の問題・課題等

- ・自治会加入者の減少（活動ができない高齢者、世代交代をした若者、転入者）
- ・若者の地区行事への不参加
- ・サロンなどへの男性参加者が少ない
- ・子どもの貧困、生活困窮者の増加
- ・気軽に集まれる集会場がない（地区による）
- ・施設が老朽化し防災上不安（地区による）
- ・配食サービスの一元化（統一）等の声
- ・免許返納後の高齢者の移動手段がなくなる（特に中山間地、乗合バス・乗合タクシー等の運行を希望）
- ・高齢者の実態把握が必要
- ・高齢化による各組織の継続性が厳しい（サロン・ボランティア等）

① 伊豆長岡地区民生委員・児童委員

（組織や地域での課題）

- ・広域ボランティア組織と地域の連携が見えにくい
- ・新しく入った人が見えにくい
- ・生活保護受給者同士が生活でき安心して暮らせる場所づくり（空き家を活用した共同住宅など）
- ・ひとり暮らしや支援を必要とする人の情報が把握しにくい（福祉と個人情報の問題）
- ・高齢者の増加に伴うサロン以外の居場所づくりの必要性
- ・高齢者が持っている技術を地域で生かす（若者や子供たちへの指導など）
- ・班・組未加入者の災害時の安否確認手段がない
- ・閉じこもり高齢者の増加

② 菫山地区民生委員・児童委員

（組織や地域での課題）

- ・地域のイベントなどに参加しない高齢者、閉じこもりの若い母親を誘い出す
- ・自治会未加入者の敬老会・防災訓練等へのお知らせがこない
- ・集会場がなく個人宅を貸し出すなど負担をかける
- ・福祉対象者の家族が近所と関わりたくないなので、支援ができない
- ・高齢化に伴い、遠くまで出かけられない（活動に参加できない）

- ・子ども会への加入者減少（スポーツ少年団などが忙しい）
- ・サロンへの参加者が少ない
- ・高齢化による各種組織の継続性が厳しい（サロン、ボランティア等）

③ 大仁地区民生委員・児童委員

（組織や地域での課題）

- ・支援を必要としている人に届かない
- ・高齢化に伴いニーズは増加しているが、福祉の担い手が少ない
- ・日常生活での支援が必要（通院・買物・ゴミだし）
- ・避難所までの移動手段（足腰痛い人、近所の手助けが必要）
- ・山間地の住民の移動支援
- ・若者が少なく支えられない
- ・組織はしっかりしていても交流がないため状況把握が難しい

④ ボランティア連絡会

（地域での福祉の課題）

- ・ボランティアの高齢化と後継者不足。若い人の参加呼びかけ
- ・運転ができなくなったとき。地域活動に参加する足がなくなる
- ・サロン・地域で居場所づくりができていない。不足しているので増やしたい
- ・男性の地域活動への参加。電球交換や高いところの荷物の出し入れなど、男性でないとできないものも多い
- ・高齢者の増加

(2) 関係団体ヒアリングの概要(その2)

本計画の策定にあたって、日頃より市内で地域福祉に関する活動を行っている団体から、本市における地域福祉への課題や改善に向けたご意見等を伺いました。（記述形式アンケート）

① 伊豆の国市民生委員児童委員協議会

（活動している中での課題）

- ・行政や社会福祉協議会からの情報が少なく、活動の支障になっている
- ・改選時に後任者がなかなか決まらない

② 伊豆の国市ボランティア連絡会

（活動している中での課題）

- ・全体的に高齢になってきて、後継者がなかなか集まってこない
- ・活動するのに運転できる人が限られている

（地域のつながりを強める取組み、提案）

- ・区、サロン、子ども会が合同でそば打ちをして世代間交流が図られている（町屋区）

③ シニアクラブ伊豆の国

(活動している中での課題)

- ・会員の高齢化が進み、新規加入者が少ない
- ・地元の人と他所から来た人との交流がうまくいかない
- ・他の組織との交流が取れない
- ・役員のみ手がいらない
- ・行事への参加者が減少している

(課題の解決策)

- ・役員固定化と区や自治会との交流の場を作る

(地域のつながりを強める取組み、提案)

- ・一人暮らしの高齢者も多く見守りの充実が必要である
- ・地域のつながりには足（交通手段）が必要である

(地域福祉の充実に向けての意見、提案)

- ・行事のための施設やグラウンドの確保をシニアクラブ優先にしてもらいたい

④ 伊豆の国市介護支援専門員連絡協議会

(活動している中での課題)

- ・独居高齢者の増加
- ・高齢者を持つ家族の無関心、孤立化
- ・介護保険制度の過剰な複雑化と低報酬（介護支援専門員の業務→ケアマネジメント、及び各介護保険サービスの報酬とも）

(課題の解決策)

- ・地域包括ケアシステムの構築による、自助、互助、共助、公助の発展により、独居高齢者の増加、高齢者を持つ家族の無関心、孤立化は、ある程度解決していくのではないかと

(地域のつながりを強める取組み、提案)

- ・官民一体となって、サロンや居場所の充実、地域での勉強会、相談会を開催する等
- ・地域包括ケアシステムを実現するために必要な社会資源、人材育成の開拓に力を入れている
- ・当会会員の育成はもとより、今まであまり関与のなかった薬局の薬剤師との協力体制構築のための交流を考えている

(地域福祉の充実に向けての意見、提案)

- ・地域の持つ力の発掘、関係性の構築には、世代を超えた交流や顔の見える関係ができる、各地域で行われている「祭り」の力が非常に大きい
- ・「祭り」といった福祉分野としてはインフォーマルな活動にも目を向けて活動したい

⑤ 伊豆の国市地域自立支援協議会

(活動している中での課題)

- ・障がいを持った方を支援するための法整備が遅れ、現場にあっていない

(課題の解決策)

- ・障がいを持った方に対する意識改革をして、地域の中で、共に暮らす
(地域のつながりを強める取組み、提案)
- ・住民一人ひとりが個々には生きられないことを周知し、みんなが「つどう場所」をつくる
(地域福祉の充実に向けての意見、提案)
- ・世の移り変わりは速いが、変わってよいものとそうでないものがあることを認識し、ハード・ソフト両面から事業を進めるべき
- ・自分たちが、地域で楽しく生きることこそ樂園である
- ・真にみんながつながって、思いやりを持って伊豆の国市を人生のオアシスにしたい

⑥ 伊豆の国市障がい者相談支援事業所部会

(活動している中での課題)

- ・児童発達支援事業、放課後デイサービス、就労支援事業所等、つなぎ先の資源について、量、質とも課題
- ・児童の診断ができる病院はあるが、需要に対して少ない

(課題の解決策)

- ・受け入れ先を作っていく必要と支援者を育てる仕組みが必要
- ・医療については、伊豆医療福祉センターがあるので、医師やセラピストが増えてくれるとよいと思う

(地域のつながりを強める取組み、提案)

- ・幼少期から地域に理解され、共生できる環境を築きたい
- ・できるだけ早く地域の中で認めてもらうことにも尽力したい

⑦ 伊豆の国市地域包括支援センター

(活動している中での課題)

- ・障がい者の高齢化、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、ゴミ屋敷、生活困窮者、社会に適応できない人の増加とこれらの人が地域との交流が少ないこと、状態が悪くなってから発見されることが多くなったこと
- ・地域の中には、知識も経験もある人が多くいるが、地域の隣組などに入っていない高齢者も多く、地域の人に把握されていない
- ・同世代や地域で交流する機会が少なくなった
- ・地域住民が主体となり、何かを立ち上げるという機運が低い

(課題の解決策)

- ・地域の中での見守り体制の構築
- ・災害対応等、災害教育での担い手の育成
- ・地域コミュニティの構築
- ・互助の必要性を地域住民に啓発する
- ・気軽に参画や参加できるきっかけ作り
- ・コミュニティソーシャルワーカーの活動の検討
- ・住民主体の活動を支援する仕組みづくり

(地域のつながりを強める取組み、提案)

- ・災害時等にすぐに動き出せる地域の体制作り
- ・福祉教育に災害学習を取り込む
- ・商店、旅館等、安心見守り協力店の協力
- ・さりげなく行われている支え合い活動の顕在化、活動と活動をつなぎ合わせる必要がある
- ・地域の困りごとの把握と共有→解決手段を住民と考え活動を支援する

(地域福祉の充実に向けての意見、提案)

- ・「顔の見える関係」ネットワークの構築

⑧ 伊豆の国市社会教育委員

(活動している中での課題)

- ・社会教育委員会として、福祉に対して抱えている課題はないが、教育・福祉・防災・防犯等々を横断的に捉えなければ解決できない課題は多い
- ・地域に根ざした「地域と学校との連携」の取組みを展開することに大きな意義を感じ、「その究極の目的を『地域力の向上』と位置づけている

(課題の解決策)

- ・大仁北小学校をモデル校として取組み始める「地域と学校との連携」を軌道に乗せ、他校にも水平展開させる
- ・取組みの資源となる「人」「物」「情報」のうち、特に「人財（じんざい）」の確保の問題、これは、さまざまな組織・団体に共通した課題である
- ・「役員のなり手がいないので組織が存続できない」ということに対しては、責任のある立場の人達が、日頃の生活の中で、「自分だけのために何かをするのではなく、他人様のために何かをする姿」ではないかと考える

(地域のつながりを強める取組み、提案)

- ・「地域と学校との連携」の取組みでは、まず、モデル校において、現在学校支援に携わっている方のネットワークを作り、現場から立ち上げ、盛り立てていくことを一步一步積み重ねていく

(地域福祉の充実に向けての意見、提案)

- ・市民全体の意識の醸成。日々の人と人とのつながりが第一歩
- ・『誰かがやるのではなく自らがやる。』その意味でもさまざまな公職に就いている方々の後姿が何より大事

第8節 本市の地域福祉に係る課題のまとめ

平成29年3月に策定された第2次伊豆の国市総合計画では、福祉に関連する分野より「克服すべき課題」として次のような課題が挙げられています。

P23（健康福祉）

- ・高齢者の増加に伴い、歳出の中で扶助費が占める割合が増加し続けており、財政的制約及び人的制約から現在のサービスレベルを維持することが困難となっています。
- ・地域に居ながら乳幼児から高齢者、障がい者まで切れ目のないサービスの享受の実現に向けて、市と市民との連携・協力体制の確立が課題です。

P24（都市整備・生活環境）

- ・身近な地域の安全確保は防犯ボランティア等の高齢化に伴い、担い手不足が深刻になっており、新たな担い手の確保と育成が課題です。
- ・公共交通の利用者減少に伴い、公共交通の維持が困難な状況にあることが課題です。

P22（教育・歴史・文化）

- ・時代の要請を反映した教育の取組を継続・発展させるとともに、世代間交流や国際交流を通じた地域愛の醸成が課題です。

P25（行政運営・市民参加）

- ・行政や市民が単独では解決できない課題に対して、協力して課題解決するための手法の確立が課題です。

総合計画の記載を踏まえ、市の現状、各種調査等から、本市の地域福祉に係る課題を次のとおりまとめました。

(1) 地域への愛着とつながりの強化

近年、自分の住む地域のことに関心を持たず、近所にいながらお互いの顔を知らない、あいさつも交わさない、といったつながりの希薄化が全国的に進んでいます。

アンケートの結果から、本市でも、隣近所との関わりについて「ある程度親しく付き合っている」「会えば挨拶をする程度の付き合いである」といった回答が多いものの、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」と回答した人の割合が前回時より減り、つながりの希薄化が進んでいることが伺えます。

また、社会福祉協議会で実施したヒアリングでは、「自治会加入者の減少」「若者の地区行事への不参加」「新しく入った人が見えにくい」「サロンなどへの男性参加者が少ない」といった意見が出ています。

地域福祉は、市民が主役となり市民が地域に愛着をもって互いにつながり、支え合うことで成り立ちます。市民、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関・団体等市内のさまざまな活動主体が連携し、つながりを広げていくことが重要です。

また、近所付き合いなど、地域で人と人とのつながりをどのように広げ、強化していけるのか、一層の検討が必要です。

今後、ますます少子高齢化が進み、子どもから高齢者まで、障がいの有無や子育て、介護などさまざまな問題を抱え福祉ニーズも多様化する中、公的サービスだけでなく、市民が主体となる自助、共助による取組みの推進が求められています。

(2)一人ひとりの状況に応じた適切な支援

少子高齢化、核家族化の進行や価値観の多様化などに伴い、家庭での子どもの養育や高齢者介護のあり方にも変化が生じています。また、社会経済環境も急速に変化しており、必要とされる福祉ニーズも多様化、複雑化しています。

社会福祉協議会で実施したヒアリングでは、「高齢者の実態把握が必要」「閉じこもり高齢者の増加」「ひとり暮らしや支援を必要とする人の情報が把握しにくい」といった課題がでています。

市では、子ども、高齢者、障がいのある人など、各分野においてきめ細かい福祉サービスを展開していますが、一人ひとりの状況に応じて、地域の中で切れ目のない適切な支援を行うには、サービスの充実や人材育成の推進とともに地域全体の連携と協力による支援が必要です。

また、支援が必要な人が適切な支援を受ける上で、個人情報取扱いに充分配慮した中で、情報を提供するとともに、気軽にいつでも相談できる体制づくりが欠かせません。

さらに、福祉サービスを受けるにあたっては、経済的な負担や心理的な抵抗感をもつことも考えられます。子ども、高齢者、障がいのある人だけでなく、低所得者や在住外国人など、多様な生活環境をもった支援を必要とする人たちの実情に沿った適切な支援の実施が必要です。

今後は、福祉サービスに関する情報提供と相談の体制づくりをさらに強化するとともに、必要とする人に適切な支援を提供できるよう、福祉サービスの充実を図る必要があります。

(3)地域ぐるみの安全・安心の確保

「健康」と「安全」は、暮らしの安心の基本です。本市は医療施設にめぐまれ、また、温泉資源を活用した健康づくりなども進められています。住み慣れた身近な地域で、安心して医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図っていくことが求められます。また、普段から気軽に相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の一層の普及も重要です。

また、子どもや高齢者を狙った犯罪が増加傾向にあります。子どもが安心して遊べる場所を確保するとともに、犯罪の抑止や虐待防止などについても、日頃から啓発に努めるとともに地域ぐるみの見守りが重要です。また、子育て世代や高齢者、障がいのある人など、市民の誰もが気軽に外出できるようバリアフリー化を進める必要もあります。

そして、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）や熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日）でも、災害時要援護者の安全確保の難しさが指摘されています。また、社会福祉協議会で実施したヒアリングでは、「班・組未加入者の安否確認の手段がない」「施設が老朽化し防災上不安」といった課題が挙がっています。

今後は、地域ぐるみの防犯・防災活動や見守り活動の一層の充実を図り、災害時に避難行動要支援者を助け、誰もが安心して避難生活を送られる避難所づくりを進めていく必要があります。

さらに、最近では公共交通の利用者減少に伴い、公共交通の維持が困難な状況にあります。高齢化が進行し、運転免許証を返納する人も増える中、日常生活を送る上での交通手段の確保が大きな課題であり、効果的な交通手段の確保と高齢者、障がい者の外出支援のサポートが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市の地域福祉をめぐる課題およびこれまでの地域福祉分野における取組み等を踏まえ、本計画の基本理念を引き続き前回計画と同様、次のとおり定めます。

市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに

第2節 計画推進の視点

上記の基本理念のもと地域福祉を進めていく上で、次の視点をもって取組みます。

(1) 市民感覚の重視

市民一人ひとりが、日頃から感じ、望んでいることを大事にし、市民の生活に根差した支援を行います。

支援を必要とする市民一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな福祉サービスの提供に努めます。

(2) 適切な支援

サービスや支援を必要としている人が、適切な形でサービスや支援が受けられるよう、市民や関係機関等と連携しながら、情報提供や相談、サービス提供の充実を図ります。

(3) 人権の尊重

一人ひとりの主体的な意思を尊重し、尊厳が保たれるよう配慮するとともに、虐待や暴力などの人権侵害の防止を図ります。

第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおり定めます。

各基本目標の数値目標の基準値、目標値については、伊豆の国市第2次総合計画の中の数値を使用していますが、第2次総合計画は、平成28年度策定の計画のため、基準値が平成27年度、目標値が平成33年度になっています。なお、毎年数値は、第2次総合計画の中では記載されていませんが、今回の第3次地域福祉計画策定にあたり、関係各課で算出したものです。

基本目標1 福祉文化の醸成

地域福祉の原点は、近所付き合いをはじめとする人と人とのつながりです。地域全体のつながりが強まるよう、さまざまな活動や交流の活性化を図り、居場所作りをするとともに、市民・関係機関・行政の連携により支え合う地域づくりを目指します。

市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手です。地域福祉の推進に向けて、地域福祉に対する市民の関心を高め、市民の手で行われている色々な地域活動やボランティア活動への支援を図るとともに、さまざまな活動を担う人材育成に努めます。

また、子育てのしやすい環境を作り、女性も職場、地域活動に出やすくなるよう目指します。

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
各種活動団体(※1)の加入人数(累計)	20,120人 2015(平成27)年度	24,000人 2021(平成33)年度

※1 各種活動団体とは、広くまちづくりに携わっている市民団体のこと。

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱 7-1 「自助・共助・公助のまちづくりの推進」

○毎年数値

平成27年度 基準値	平成28年度 実績値	平成29年度 目標値	平成30年度 目標値	平成31年度 目標値	平成32年度 目標値	平成33年度 目標値
20,120人	20,222人	21,400人	22,000人	22,700人	23,500人	24,000人

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
居場所(※1)開設数(累計)	3箇所 2015(平成27)年度	14箇所 2021(平成33)年度

※1 居場所とは、高齢者、障がい者、子ども等、誰もが気軽に安心して立ち寄れる地域交流の場のこと。

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱 5-3 「健康長寿を目指すまちづくりの推進」

○毎年数値

平成27年度 基準値	平成28年度 実績値	平成29年度 目標値	平成30年度 目標値	平成31年度 目標値	平成32年度 目標値	平成33年度 目標値
3箇所	4箇所	7箇所	8箇所	10箇所	12箇所	14箇所

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
介護予防事業ボランティアへの参加者数(実人数)の増加	68人 2015(平成27)年度	280人 2021(平成33)年度

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱5-3 「健康長寿を目指すまちづくりの推進」

○毎年の数値

平成27年度 基準値	平成28年度 実績値	平成29年度 目標値	平成30年度 目標値	平成31年度 目標値	平成32年度 目標値	平成33年度 目標値
68人	82人	140人	170人	210人	240人	280人

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
保育園の0～2歳児の「待機児童(※1)数」0人の維持	0人 2016(平成28)年4月1日現在	0人 2022(平成34)年4月1日現在

※1 待機児童とは、保育所等保育施設の利用ができる条件を持ち、施設の利用を申し込んでいるが、利用できないでいる児童のこと。ただし、保護者が、特定の施設のみを希望するものや、育児休業中及び求職活動を休止しているものを含まない。

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱5-2 「子育て環境の充実」

○毎年の数値

H28.4.1 基準値	H29.4.1 実績値	H30.4.1 目標値	H31.4.1 目標値	H32.4.1 目標値	H33.4.1 目標値	H34.4.1 目標値
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実

サービスや支援を必要としている方が、それぞれの状況に合った適切な形で福祉サービスや支援を受けられるよう情報提供や相談体制の充実強化を図ります。また、一人ひとりの主体的な意思を尊重し、尊厳が保たれるよう配慮するとともに、虐待や暴力、いじめなどの人権侵害の防止も図っていきます。

なお、福祉サービスの提供にあたっては、事業者等と連携し、多様化する福祉ニーズに対応した福祉サービス基盤の充実とサービス提供を進めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
障がいがある人への偏見や差別がない、又は配慮があると思 う市民割合	15% 2015(平成 27)年度	50% 2021(平成 33)年度

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱 5-4「誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現」

○毎年の数値

平成 27 年度 基準値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 30 年度 目標値	平成 31 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 33 年度 目標値
15.0%	22.4%	26.7%	32.5%	38.3%	44.2%	50.0%

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

生涯にわたり、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるよう、市民の自主的な健康づくりや生きがいきなり活動を支援するとともに、誰もが安心できる地域医療体制の充実を図ります。

災害時における避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、近年増加傾向にある虐待や暴力などの人権侵害についても地域の気配りで防止を図るなど、さまざまな視点から地域が一体となって安全・安心に暮らせる環境づくりを目指します。またバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、効果的な交通手段の確保と高齢者、障がい者の外出支援のサポートを充実させ、誰でも安心して外出し、地域での活動に参画できることを目指します。

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
お達者度(※1)の向上	男性 17.4 年(82.4 歳) 女性 21.4 年(86.4 歳) 2013(平成 25)年実績 (2015(平成 27)年度公表)	男性 18.0 年(83.0 歳) 女性 22.0 年(87.0 歳) 2019(平成 31)年実績 (2021(平成 33)年度公表)

※1 お達者度とは、65 歳から元気で自立して暮らせる期間を算出したものです。介護認定の情報、死亡の情報をもとに生命表を用いて算出します。

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱5-3 「健康長寿を目指すまちづくりの推進」

○毎年の数値

H25 年実績 (H27 年度公表) 基準値	H26 年実績 (H28 年度公表) 実績値	H27 年実績 (H29 年度公表) 目標値	H28 年実績 (H30 年度公表) 目標値	H29 年実績 (H31 年度公表) 目標値	H30 年実績 (H32 年度公表) 目標値	H31 年実績 (H33 年度公表) 目標値
男性 17.4 年	男性 17.8 年	男性 17.8 年	男性 17.9 年	男性 18.0 年	男性 18.0 年	男性 18.0 年
女性 21.4 年	女性 21.4 年	女性 21.9 年	女性 21.9 年	女性 22.0 年	女性 22.0 年	女性 22.0 年

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
総合防災訓練・地域防災訓練の参加者数(延人数)の増加	22,329 人 2015(平成 27)年度	28,000 人 2021(平成 33)年度

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱6-1 「災害発生を見越した防災・減災のまちづくり安全・安心なまちづくりの推進」

○毎年の数値

平成 27 年度 基準値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 目標値	平成 31 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 33 年度 目標値
22,329 人	25,894 人	25,810 人	26,350 人	26,900 人	27,400 人	28,000 人

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値
公共交通の路線距離の延長	98.8km 2015(平成 27)年度	113.8km 2021(平成 33)年度

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱6-2 「持続可能なまちづくりの推進」

○毎年の数値

平成 27 年度 基準値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 30 年度 目標値	平成 31 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 33 年度 目標値
98.8km	98.8km	103.8km	106.3km	108.8km	111.3km	113.8km

第4章 具体的な取組み

本計画では、3つの柱（基本目標）を基に、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。

基本目標	具体的な取組み
基本目標1 福祉文化の醸成	1 地域福祉の推進体制
	2 市民主体の地域福祉の推進
	3 福祉の意識づくり
基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実	1 サービスを利用しやすい環境づくり
	2 人権の尊重
	3 福祉サービス提供基盤の整備
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり	1 健康づくり、生きがいづくりの推進
	2 地域の安全・安心の確保
	3 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進
	4 市民の移動手段の確保

基本目標1 福祉文化の醸成

1 地域福祉の推進体制

【現状と課題】

市民が主体となった地域福祉のまちづくりを実現するためには、地域住民・関係機関・行政が連携して取り組むことが重要です。

市では、広報紙・ホームページ・SNS 等により情報発信するとともに、市政懇談会等の開催を通じて市民意見の把握に努めていますが、さらに情報交換の場を増やして連携を深めていく必要があります。

今後は、地域住民・関係機関と行政の連携体制の充実に向けて、あらゆる世代の交流、情報・意見交換の機会を増やし、一人でも多くの人に参加していくようにすることが求められます。

【施策の方向】

市民・関係機関・行政の交流、連携体制の充実に向けて、さまざまな交流、情報・意見交換の機会を増やし、誰もが参加しやすい環境を整えます。

【施策】

(1) 市民・関係機関・行政の連携体制の充実

① 庁内推進体制の充実

部・課長会議などを通じ関係各課の連携強化に向けた仕組みづくりを通じて、庁内各課の連携による地域福祉推進体制の充実を図ります。

② 市民参画の推進

市民参画による行政の各計画の策定をはじめ、市民意見の把握に努めるとともに、自立と協働について、さらなる市民意識の醸成を図ります。

③ 情報交換の推進

区連合会をはじめ、市政懇談会、まちづくりご意見箱やホームページ等により、市民・関係機関・行政が情報交換を効果的に行う仕組みの充実を図ります。

④ 個人情報の保護と適切な管理・運用

個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適切な管理を徹底します。

避難行動要支援者に対して必要な支援を行うため、支援を必要とする本人や家族等の承諾のもと状況把握に努め、得られた情報については関係団体等と共有するとともに適切な管理と活用を行い有事に備えます。

⑤ 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との定期的な連絡調整会議等を通じて、一層の連携強化を推進します。また、人事交流なども検討していきます。

(2) 交流機会の確保

① 市民と行政の意見交換の推進

市政懇談会、まちづくりご意見箱、市長と語ろうふれあいトークなどを活用し、市民と行政とが意見交換する機会の増加を図ります。

また、障がい者団体など各種団体との意見交換会を行いさまざまな人との情報交換に努めます。

【それぞれの役割】

市民	●行政の活動に関心を持ち、積極的に対話の機会に参加するよう努めます。
社会福祉協議会	●行政、関係機関と連携し、地域福祉活動を推進します。 ●地域福祉活動計画の周知を図ります。
関係機関・団体	●行政等との情報交換、連携を図ります。 ●活動内容について市民に積極的な広報を行いません。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

- ◎障がい者相談員意見交換会や、障がい者団体との意見交換会を開催しています。(障がい福祉課)
- ◎平成 29 年度から伊豆の国市地域自立支援協議会を開催し、障がい(児)者の生活課題についての情報交換や意見聴取を行なっています。(障がい福祉課)
- ◎区連合会の会合を定期的を開催し、情報交換をしています。(地域づくり推進課)
- ◎地域ケア会議を開催し意見交換を実施しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

(平成 30 年度から 34 年度に実施したい内容)

- ◎平成 30 年度以降は市政懇談会を実施する予定。(地域づくり推進課)

2 市民主体の地域福祉の推進

【現状と課題】

市内には51の自治会があり、市民による地域活動の中核として、色々な役割を担っているとともに、地域活動として、自治会活動へ多くの方が参加されています。

また、ボランティア活動について、本市でもさまざまな個人・団体が活動し、多様な福祉ニーズを支えています。

一方で、少子高齢化の影響や意識の多様化により、自治会やボランティア団体への参加者が少なくなっており、活動を維持していくためには、若い世代へ参加の呼びかけや、経験豊かな高齢者世代との交流を通じた人材・リーダーの育成が必要となっています。

また、民生委員・児童委員活動などを進めるにあたっては、自治会、区長、区役員の協力が不可欠です。

今後は、市内のさまざまな個人・団体の交流との連携を強化し、市民主体の地域福祉の一層の活性化を図る必要があります。

【施策の方向】

市民の地域活動・ボランティア活動への積極的な参画を促進するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、家族会等との連携を強化し、地域福祉を支える人材育成を支援します。

【施策】

(1) 市民の地域福祉活動への支援

① 地域で活動する団体への支援

市民に各自治会活動への参加を促すとともに、地域活性化やコミュニティ推進活動への補助や地区サロン活動の支援を通じて、地域福祉活動への支援を行います。また、市民提案型パートナーシップ事業などを通じて、地域で活動する団体への支援をしていきます。

② 活動人材の育成

社会福祉協議会と連携し、サロンボランティアなどのボランティア養成講座の開催や、ボランティア活動の情報提供など活動を支える基盤整備を図るとともに、ボランティア団体と連携しながら、人材の育成に努めます。

③ ボランティア活動への支援

社会福祉協議会等と連携し、地区サロン活動や居場所づくりなどを通じた各団体の活動・交流機会、活動拠点の確保や情報提供など、活動への支援を図ります。

各団体活動の組織体制の強化を目指します。

ボランティア活動の体験機会の確保など、市民が気軽に参加しやすい仕組みや機会づくりに努めます。

④ 連携の促進

さまざまな機会を通じて、社会福祉協議会、ボランティア連絡会、NPO法人等との連携強化を図ります。

(2) 社会福祉協議会への支援、連携

① 地域福祉活動計画との連携

本市の地域福祉施策の効果的な推進に向けて、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と本計画の連携を図ります。

② 社会福祉協議会活動への支援

市民が求める福祉サービスを的確に提供できるよう、社会福祉協議会活動への支援、社会福祉協議会と連携した事業展開を図ります。

(3) 民生委員・児童委員活動への支援

① 活動の周知

地域と連携し民生委員・児童委員が行う地域福祉活動等について、広報いずのくにやFM伊豆の国などを通じ市民への積極的な周知を図ります。

② 活動への支援

社会福祉協議会等と連携し、民生委員・児童委員のニーズに合った研修機会の提供や、活動上の悩みに対する適切な相談の実施等を通じて、活動への支援に努めます。

③ 連携の充実

個人情報の取り扱いに留意した上で、支援の必要な人へ適切な支援が図られるよう、民生委員・児童委員、保健委員、家族会と行政、関係機関等との連携体制の充実を図ります。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●地域の人たちと日頃からあいさつや交流を行います。●近所の人を誘って、地域活動、ボランティア活動などに積極的に参加します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●行政等と連携し、ボランティアの育成に努めます。●行政等と連携し、ボランティアのネットワーク化を図ります。●地域福祉活動計画に基づく活動を推進します。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア体験機会等の提供に努めます。●地域のさまざまな活動に参加します。

市役所の取組

(平成29年度末現在で実施している内容)

◎自治会振興事業助成金・コミュニティ施設整備事業補助金、地域づくり推進事業費補助金など交付をしています。(地域づくり推進課)

◎精神保健福祉会や手をつなぐ育成会へ助成しています。(障がい福祉課)

◎社会福祉協議会へ助成を行い、活動をサポートしています。(社会福祉課)

◎地区サロン活動へ助成や講師派遣をしています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

◎サロンボランティア養成講座を実施しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

◎介護予防体操ボランティア『楽だら〜頭』の養成を行っています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

- ◎民生委員・児童委員が FM 伊豆の国へ出演し活動の PR をしています。(社会福祉課)
- ◎民生委員・児童委員会の活動に助成するとともに、研修会などを通じて学習機会の提供に努めています。(社会福祉課)
- ◎自主防災会や民生委員・児童委員と連携し、避難行動要支援者への支援体制の構築をしています。(社会福祉課)
- ◎「居場所」への活動支援を推進しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

(平成 30 年度から平成 34 年度までに実施したい内容)

- ◎社会福祉協議会と協力し、各種ボランティア団体の活動支援を推進していきます。(社会福祉課)

3 福祉の意識づくり

【現状と課題】

地域福祉が地域に根付くためには、日常生活の中で、お互いが自然な形で助け合えるような意識づくりとともに、ノーマライゼーションの理念の普及が重要です。

地域の中で、子どものときからの学習や体験は、福祉の意識づくりにおいて非常に効果的です。本市では、子どもの学習段階に応じて、社会福祉協議会と連携した福祉教育や、福祉体験機会づくりを進めています。

また、福祉意識を育むには、子どもから大人まで、地域のすべての人が日頃から福祉に関心をもち、活動に参加しようとするのが大切です。大人についても、生涯学習活動の中で、福祉に対する関心を高めていくことが求められます。

今後も、各学校の創意工夫や生涯学習活動を通じた学習など、行政と関係機関や団体が連携して子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習機会を充実し、福祉の意識づくりを進めることが望まれます。

【施策の方向】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることが重要で、それには誰もが地域の一員であるという意識を持ち、生涯を通じて福祉の心を育めるよう、関係機関・団体との連携のもと、学校教育、生涯学習を通じた福祉教育、ノーマライゼーションの理念普及を目指します。

【施策】

（1）学校における福祉教育の推進

① 福祉教育実践校の促進

社会福祉協議会と連携し、福祉教育実践校における福祉体験等への支援を通じて、福祉教育の充実を図ります。

夏休みなどの長期休暇を利用した福祉体験の機会を、小学生から高校生までの各教育段階において実施し、児童生徒が地域の福祉に関心をもてるようにしていきます。

② 学校生活における福祉の意識づくり

社会福祉協議会と連携し、各教科や総合的な学習の時間等を活用した、各学校の創意工夫による福祉教育の推進を支援します。

また、中学生へのゲートキーパー養成講座の実施など福祉の意識づくりを図っています。

（2）生涯学習における福祉教育の推進

① 福祉に関する学習機会の確保

庁内の福祉部局と教育部局並びに関係機関・団体等が連携し、家庭教育講座など生涯学習講座の中に地域課題等、地域に密着した福祉テーマ等を取り入れ、福祉教育を推進します。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から福祉に関心を持ち、学習します。 ●福祉に関する講演会に参加するなど、理解を深めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●行政や学校等と連携し、福祉学習、体験活動を支援します。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉についての学習、体験機会の提供に努めます。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

- ◎社会を明るくする運動を通じて小中学生に更生保護の重要性を伝えています。(社会福祉課)
- ◎中学生にゲートキーパー養成講座を実施しています。(障がい福祉課)(学校教育課)
- ◎総合的な学習の時間等を利用した福祉体験活動を実施しています。(学校教育課)
- ◎学校教育活動全体にわたって、道徳的実践力を高める中で、多様な生き方や価値観を理解しながら共に生きようとする資質や能力を養う取組みを重ねています。(学校教育課)
- ◎家庭教育講座を実施しています。(生涯学習課)
- ◎小中学生に認知症サポーター養成講座を実施しています。(保健福祉・子ども・子育て相談センター)

(平成 30 年度から平成 34 年度までに実施したい内容)

- ◎継続して家庭教育学級を実施していきます。(生涯学習課)
- ◎福祉部局と教育部局が連携、協力して、小中学生から大人までの福祉に関する学習の機会を作ることを推進していきます。(福祉事務所、教育部)

基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実

1 サービスを利用しやすい環境づくり

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化の進行や価値観の多様化などに伴い、必要とされる福祉ニーズも多様化、複雑化しています。さらに、一人暮らし高齢者の増加と、孤立化なども大きな課題となっています。

本市では、各分野においてきめ細かい福祉サービスを展開していますが、一人ひとりの状況に応じた、切れ目のない支援に向けて、より一層サービスの充実を図ることが求められます。

また、支援が必要な人が適切なサービスを選択し利用する上で、十分な情報提供と相談体制づくりが欠かせません。

アンケート調査では、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものについて、「福祉サービスに関する情報発信の充実」や「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」といった、情報提供、相談に関する項目が前回調査時より大幅に増えています。さらに、福祉サービスを受けるにあたっては、経済的な負担や心理的な抵抗感などによって利用が妨げられることのないよう、一人ひとりの状況に応じた適切な支援の実施が必要です。

今後は、福祉サービスに関する情報提供と相談の体制づくりを強化するとともに、必要とする人に適切な支援を提供できるよう、福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

支援を必要とする人に適切な支援が届くよう、関係機関・団体、事業者等と連携し、情報提供、相談体制の充実を図ります。

【施策】

(1) 情報提供の充実

① 広報紙の充実

誰でもわかりやすく読みやすい記事の掲載や紙面づくりを通じて、福祉関連の情報提供の充実を図ります。

② 市ホームページ等での情報発信の充実

誰もが閲覧しやすく、必要な情報を簡単に探し出せるよう、文字の拡大や外国語表記などを充実するとともに、各課との連携を通じて、市ホームページの内容充実を図ります。

また、SNSやメール配信サービスなど情報発信の充実を図ります。

③ 地域ぐるみの情報提供の充実

相談を受ける民生委員・児童委員、区役員、ケアマネジャー等を通じて、福祉サービス等にかかわる情報提供を推進します。

また、地域包括支援センターと連携し、福祉に関する社会資源集を充実していきます。

(2) 相談体制の充実

① 総合的な相談体制の検討、推進

総合的な相談窓口として、専門職を配置した『保健福祉・こども・子育て相談センター』を福祉事務所に開設しました。今後も、総合的な相談体制を充実させていきます。

また、地域包括支援センターをはじめ、各相談窓口や関係機関、各相談員等との連携の充実を図るとともに、手話通訳者の配置など、障がいのある人の相談体制の充実を図ります。

② 相談技術の向上

相談員への研修機会の提供や、相談対応マニュアルの作成などを通じて、相談技術の向上を図ります。

相談機関間のネットワークや調整会議等を通じて、相談事例の共有と、適切な相談対応技術の向上を図ります。

③ 相談機関の周知

シニアクラブ、地区サロン等の会合など、さまざまな場や機会を利用して、保健福祉・こども・子育て相談センターや地域包括支援センター等、相談機関についての周知を図ります。

④ ピアカウンセリングの推進

市民の参画を得ながら、同じ病気や障害を持つ仲間が相談相手となるピアカウンセリングの推進に努めます。

(3) サービスの利用促進

① サービス未受給者等の把握、対応

社会福祉協議会による地域での見守りネットワーク、民生委員・児童委員、区役員、ケアマネジャーをはじめ、市内の民間事業者や商工業者等とも連携しながら、一人暮らしで身体の弱い高齢者や障がい者など、支援が必要にもかかわらず支援が届いていない人を把握していきます。また、地域包括支援センターによる出張相談や80歳訪問などを通じて必要な情報提供を行い適切な福祉サービスの利用へとつなげていきます。

② 外国人への支援

外国語版生活ガイドブック・パンフレットの作成や、外国語表記案内の拡充など在住外国人や市内を訪れる外国人への情報提供の充実を図ります。

③ 低所得者の自立支援

民生委員・児童委員の協力を得て、保護を必要とされる方に生活保護制度による保護の適正な実施を行っています。また、市役所大仁庁舎内に「暮らし相談窓口」を開設し、生活保護に至っていない生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく支援を行っています。また、就労支援員等を通じた就労等の支援により、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を行い就労による自立の促進を図ります。

さらに「貧困の連鎖」の防止を目的として、「こどもの学習支援」を小中学校の長期休暇（夏、冬、春休み）及び学期中の平日夜間に開催し、子どもの能力を伸ばすとともに、長期休暇中の子どもの居場所を作り親の就労を促進し、生活困窮者の自立を促しています。

今後もこれらの支援体制の拡大、充実を図っていきます。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から福祉や福祉サービスに関する情報入手に努めます。 ●福祉の問題を個人で抱え込まず、相談窓口を利用します。 ●近所に困っている人がいれば、行政等相談機関に知らせます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス等の情報提供を充実します。 ●相談体制と相談技能の向上を図ります。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス等の情報提供の充実を図ります。 ●行政・関係機関・団体との情報交換・連携を充実させ、適切な対応の実施に努めます。 ●多くの人に活動への参加を呼びかけます。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

- ◎地域包括支援センターと行政の共同製作による社会資源集の作成をしています。(保健福祉・子ども・子育て相談センター)
- ◎障がい(児)者相談支援事業を 5 センターに委託し相談体制の充実を図っています。
また、地域自立支援協議会相談支援事業所部会を月 2 回開催し、相談支援技術の向上に努めています。(障がい福祉課)
- ◎地域包括支援センターによる出張相談を実施しています。(保健福祉・子ども・子育て相談センター)
- ◎障がい者相談会を実施しています。(障がい福祉課)
- ◎地域包括支援センターによる 80 歳訪問を実施しています。(保健福祉・子ども・子育て相談センター)
- ◎くらしの相談窓口を開設し、自立・家計相談や就労支援などを行っています。(社会福祉課)

(平成 30 年度から平成 34 年度までに実施したい内容)

- ◎基幹相談支援事業所を設置します。(障がい福祉課)
- ◎障がい相談支援事業所で同じ病気や障害を持つ仲間であるピアの相談員研修を行います。(障がい福祉課)

2 人権の尊重

【現状と課題】

福祉サービスの利用が増加していますが、必要なサービスを適切に利用するには、十分な情報や相談支援が欠かせません。サービス利用者の意思や尊厳が尊重されるための支援が必要です。

近年、子育ての悩みや介護疲れなどに伴う、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待やDVが問題となっています。本市では高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議や、要保護児童対策・DV 被害者等対策地域協議会と連携し、虐待防止対策を推進しています。

また、高齢化の進行に伴い、今後は認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症高齢者や知的障がい者等の財産等の適切な保護に向けて、成年後見人の利用を促し、財産管理やサービス利用時の契約行等に不安のある人も、安心してサービスを利用することができるように進めていくことが重要です。

そして、学校においては、いじめや不登校といった問題が生じたとき、学校や関係機関が連携し、適切な対応をとれるよう、体制の整備と関係者間の緊密な情報交換・交流が求められます。

【施策の方向】

一人ひとりの主体的な意思を尊重し、尊厳が保たれるよう配慮するとともに、虐待や暴力、いじめなどの人権侵害の防止を図ります。

【施策】

(1) 人権擁護の推進

① 関係機関の連携

人権擁護委員、高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童対策・DV 被害者等対策地域協議会等との連携により、市民の人権擁護を推進します。

② 成年後見制度利用支援事業の周知・支援

判断能力が不十分な市民を支える成年後見制度を広く周知し、支援が必要な市民へ利用を促進します。また、成年後見制度利用促進法に基づき、制度利用に係る費用や報酬助成の充実化、中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を推進します。

③ 日常生活自立支援事業の促進

社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。

④ 人権擁護委員の活動への支援

人権被害者の相談支援や啓発を行う人権擁護委員の活動を支援します。

⑤ いじめ・不登校対策の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用やわかあゆ教室（適応指導教室）の充実とともに、小・中学校、PTA等関係機関が連携して、児童生徒のいじめ防止・不登校への適切な対応を図ります。

(2) 人権擁護の意識啓発

① 人権擁護の意識啓発

幼稚園、保育園、小学校での人権教室の実施など児童生徒への人権教育や、公民館講座など生涯学習において、人権問題についての市民意識の啓発を推進します。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●人権問題に関心をもち、理解を深めます。●虐待などを目にしたり耳にしたら、虐待防止センターに知らせます。●地域住民がこどものお手本となるよう呼びかけます。●福祉が必要な人に対する差別をなくし、互いに支えあう社会づくりに協力します。
社会福祉協議会	●行政、市民と連携し、虐待などの防止、早期発見・対応を図ります。
関係機関・団体	●行政等との情報交換に努めます。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

◎幼稚園・小学校での人権教室の実施及びポスターの掲示を行っています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

◎社会を明るくする運動を実施しています。(社会福祉課)

◎支援者向け成年後見人制度活用パンフレットを作成しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

◎虐待・虐待予防についての普及啓発パンフレットを作成、配布しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

◎虐待・虐待予防についてのアンケートを実施し、理解度調査を実施しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

(平成 30 年度から平成 34 年度までに実施したい内容)

◎公民館講座で人権問題案件を検討、実施します。(生涯学習課)

◎虐待予防研修会を各関係機関に実施します。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

3 福祉サービス提供基盤の整備

【現状と課題】

本市では子育て支援、障がい者支援、高齢者支援等さまざまな分野で福祉サービスが提供され、市民の福祉ニーズに対応していますが、少子高齢化の進行などとともに、必要なサービス量も増加し、ニーズの多様化も進むことが見込まれます。

総合計画の中で「高齢者の増加に伴い、歳出の中で扶助費が占める割合が増加し続けており、財政的制約及び人的制約から現在のサービスレベルを維持することが困難になっている」との課題が示されています。しかし、市民や関係機関と協力し創意工夫をする中で必要とされる福祉サービスが確実に提供されるよう、計画的なサービス提供基盤の整備を進めるとともに、利用者ニーズを踏まえた質の高いサービス提供を行うための研修や有資格者の専門職員の配置などを通じて、サービスの質の向上を図る必要があります。

また、市内中学生や事業所をはじめとするさまざまな市民に対する認知症サポーター養成講座を実施しています。今後も関係機関・団体等と連携し、支援を必要とする人を支えるネットワークや仕組みづくりを進めていく必要があります。

【施策の方向】

地域包括ケアシステムやファミリーサポートセンター、生活困窮者自立支援制度などの取組を進めることで、地域の連携やネットワークづくりを図り、全ての人が、年齢や状況を問わず、包括的に、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりを目指します。また、サービスの質の向上と適切な評価に基づく情報提供の充実を図ることで、支援を必要とする人に適切なサービスが提供されるよう努めます。

【施策】

（１）個別計画の推進

① 個別計画の推進と連携

「伊豆の国市子ども・子育て支援事業計画・第２次次世代育成支援行動計画」「伊豆の国市第３次障害者計画・第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」「伊豆の国市高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画」「伊豆の国市健康増進計画」等、各個別計画を推進し、市民の福祉、健康づくりへの支援を図ります。

推進にあたっては、関連する計画・事業等との整合を図り、調整・連携に努めます。

（２）福祉サービス提供基盤の充実

① 福祉サービス提供事業者の参入促進

子育て支援サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービスなどの利用者ニーズを踏まえ、適切なサービスを安心して利用できるよう、サービス提供事業者の参入を促進します。

② 専門性の高い人材の育成

介護予防教室のスタッフ育成や、総合事業の実施に向けた「担い手養成研修」の実施などで、専門性の高い人材の育成を図ります。

③ 子育てへの支援

子育てで家庭のニーズを踏まえながら、こども広場や地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、子育てフリートークサロン(やんちゃっ子クラブ)、おもちゃ図書館などにおいて、子育てに取り組む家庭を支援します。

また、保育園や幼稚園の充実を図るとともに、託児員の養成や児童の一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童教室等の一層の充実を図ります。

仕事と子育てなど生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、子育て家庭が働きながら子育てができる職場環境実現のため、事業所へ働きかけをします。

児童発達支援センター「きららか」を拠点に障がいのある児童の支援を充実していきます。

④ 福祉サービスの充実

高齢者等への介護保険サービス、市の高齢者施策、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスなどの提供を推進します。サービスの提供にあたっては、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない適切な支援が図られるよう、関係機関・事業者・行政等が連携し、きめ細かな対応をしていきます。

⑤ 要援護者の暮らしへの支援

一人暮らし、低所得、虚弱、認知症の高齢者、障がいのある人等の暮らしの場として、グループホームなどの確保を促進します。

田方福祉村に開所したグループホームや就労支援事業等を通じて、障がいのある人の地域生活と就労の支援を推進します。

⑥ 認知症高齢者への支援

民生委員・児童委員、シニアクラブ、市内企業、市内小中学生等を対象とする認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する市民の理解を促進するとともに、地域ケア会議を通して社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との認知症のネットワークづくりを推進します。

また、認知症カフェを実施するなど認知症高齢者への支援に取り組みます。

(3) 福祉サービスの向上

① サービスの質の向上

サービス提供事業者や医療機関、行政間の連携を密にし、福祉や介護の講習会、勉強会等を開催し、互いに切磋琢磨し、サービスの質の向上を図り、サービスの提供にあたっては、利用者のニーズを踏まえた、きめ細やかで質の高いサービスの提供に努めます。

市は、国の制度が変更されるとともに、新たな制度が導入される時には、遅滞なくサービス提供事業者に対し、情報提供を行なうとともに、意見交換などを行ない、適正かつ円滑なサービスが提供できるようにしていきます。

② サービスの適切な評価

保育園、幼稚園等における第三者評価を推進するとともに、高齢者、障がいのある人等の福祉サービスへの第三者評価の普及を図ります。

サービス利用者へ、サービス提供事業者等についての情報提供に努めます。

静岡県による第三者評価事業の活用促進を図ります。

(4) 支援を必要とする人を支える仕組みづくり

① 地域のネットワークづくり

市の資源を有効に活用しながら、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関・団体、地域住民、行政が連携し、住み慣れた身近な地域の中で、切れ目のない支援や見守りの実現を目指した地域ネットワークづくりを推進します。

また、認知症サポーターやゲートキーパーをはじめ、福祉活動における人材育成を進め、地域包括ケアシステムやファミリーサポートセンター、生活困窮者自立支援制度、地域自立支援協議会、生活支援コーディネーターなどの取組を通じて、地域で支援を必要とする人を支える仕組みづくりを推進します。

② 庁内関係課等の連携

高齢者、障がいのある人等へのより適切な支援と、虐待等の問題発生に対する迅速な対応を実現するため、福祉事務所や教育委員会を中心に庁内関係課等の連携を強化し、きめ細かい福祉サービスの提供を促進します。

【それぞれの役割】

市民	●福祉サービスについての理解に努めます。
社会福祉協議会	●福祉人材の育成、福祉サービスの充実を図ります。 ●行政、市民等と連携し、地域ぐるみの福祉ネットワークの構築を推進します。 ●行政等と連携し、福祉サービスの適正な評価と事業への反映に努めます。
関係機関・団体	●行政、市民等と連携し、地域ぐるみの福祉ネットワークの構築を推進します。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

- ◎高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画策定しています。(長寿福祉課)
- ◎認知症カフェを実施しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)
- ◎託児員養成講座を実施しています。(生涯学習課)
- ◎認知症サポーター養成講座を実施しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)
- ◎地域自立支援協議会(相談支援部会)を設置しました。(障がい福祉課)
- ◎生活支援コーディネーター及び協議体の設置(第 1 層)をしています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)
- ◎シルバー人材センターによる総合事業訪問型サービス B を実施しています。(保健福祉・こども・子育て相談センター)
- ◎自殺対策連絡会を実施しています。(障がい福祉課)
- ◎自殺予防のため相談員を配置しています。(障がい福祉課)(保健福祉・こども・子育て相談センター)

(平成 30 年度から 34 年度に実施したい内容)

- ◎地域自立支援協議会(就労支援事業所部会)を設置していきます。(障がい福祉課)

◎生活支援コーディネーター及び協議体（第2層）を配置していきます。（保健福祉・こども・子育て相談センター）

◎託児員養成講座を継続していきます。（生涯学習課）

◎総合事業訪問型サービスAの実施のため「担い手養成研修」を実施していきます。（保健福祉・こども・子育て相談センター）

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

1 健康づくり、生きがいの推進

【現状と課題】

市民が地域の中で生涯にわたり安心していきいきとした暮らしを実現するためには、一人ひとりの状況に応じた健康づくりとともに、生きがいを進めることが重要です。

本市では、伊豆の国市健康増進計画に基づき、各健康分野に応じた健康づくりを推進していくために健診、健康教育、相談等を実施しています。また温泉などの自然資源や地域資源を活用した健康づくりや交流機会の充実を図っています。

医療体制については、救急医療の円滑な実施を進めるとともに、かかりつけ医などの普及啓発を図っています。今後も、関係機関と連携して、救急医療体制の充実を図る必要があります。

また、シルバー人材センターやシニアクラブ等の活動を通じて高齢者の生きがいを支援するとともに、関係機関等と連携しながら生活弱者、高齢者、障がいのある人など一人ひとりの状況に応じた適切な就労支援や相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

近隣市町との連携や、本市のさまざまな資源を活用しながら、市民の生涯にわたる健康づくり、生きがいを進めるための支援の充実を図ります。

【施策】

（1）健康の維持増進と環境整備

① ライフステージに応じた健康づくりへの支援

「伊豆の国市健康増進計画」を推進し、妊娠・出産、乳幼児期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じた各種健診、健康教育、健康相談、訪問事業などを実施するとともに、市民の自主的な健康づくり活動の実践を支援します。

② 地域資源を生かした健康づくりの推進

健康講座の充実や、生活習慣病の重症化を予防するための各種支援体制の整備、地域サロン活動への支援など市内の多様な人材や資源を活用しながら、保健、医療、福祉等の連携による健康づくりへの支援を行います。

③ 健康関連事業等の集積促進

保健事業の効果的な実施と見直しに向け、健康・医療関連産業や学術研究機関等との連携と、情報集積を促進します。

（2）地域医療体制の充実

① 救急医療体制の充実

伊豆保健医療センターに夜間急患室を設置するなど、市内外の医療機関の連携強化を通じて、救急医療体制の充実を図ります。また、田方救急医療協議会では当番制で休日診療を行うなど、夜間休日についても診療体制の充実を図ります。

② 災害時の避難、救護体制の充実

自主防災組織や民生委員・児童委員と連携し、災害時避難行動要支援者の避難体制の充実を図るとともに、医療機関と連携し救護体制の充実を図り、地域の防災活動について普及啓発を推進します。

(3) 生きがいづくりへの支援

① シルバー人材センターの活動への支援

高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進に向けて、高齢者のニーズ等を踏まえた活動内容の充実を図るとともに、活動への支援を行っています。

② シニアクラブ活動への支援

高齢者の生きがいの充実や心と体の健康づくり、社会参加の促進に向けて、各地区での介護予防教室スタッフの育成・確保とともに、クラブの自主運営に向けた支援を推進します。

③ 生涯学習等の活動への支援

年齢や障がいの有無などにとらわれない交流や活動機会や場の提供を行うとともに、「きっかけづくり塾」や高齢者学級を開催するなど、生涯学習活動に参加するきっかけづくりや活動への支援を行います。

④ 就労機会づくりの促進

関係機関と連携し、若者から高齢者まで、障がいを持つ人を含め、就労を希望する市民に対する情報提供や相談支援を行います。

⑤ ニート・ひきこもり対策の推進

ニート・ひきこもりの状態にある人に対して、ひきこもり相談窓口の情報提供や相談など社会参加に向けた支援に努めます。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●積極的に健康づくりに努めます。●かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局をもつよう心がけます。●趣味や学習など、生きがいのある暮らしを心がけます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●福祉等に関する学習機会の提供を図ります。●サロン活動、居場所活動の充実を図ります。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●健康づくり、生きがいづくりに関する機会の提供、活動の支援に努めます。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

◎国保被保険者に対する特定健診及び後期高齢者被保険者に対する健康診査を実施しています。

(国保年金課)

◎妊婦健康診査・乳幼児健康診査・がん検診・歯周病検診などを実施しています。(健康づくり課)

◎健康相談・健康教育・検診の勧奨を行っています。(健康づくり課)

◎地区健康講座を行っています。(健康づくり課)

- ◎田方救急医療協議会が、休日に在宅輪番制で診療を実施しています。(健康づくり課)
- ◎田方救急医療協議会が、土曜日の午後夜間、平日夜間に在宅通知制を実施しています。(健康づくり課)
- ◎伊豆保健医療センター夜間急患室を設置しています。(健康づくり課)
- ◎田方歯科医師会伊豆の国支部で年末年始に歯科休日診療を実施しています。(健康づくり課)
- ◎シルバー人材センターへ補助金を交付し活動を支援しています。(長寿福祉課)
- ◎シニアクラブ活動へ補助金を交付し活動を支援しています。(長寿福祉課)
- ◎高齢者学級を支援しています。(長寿福祉課)
- ◎きっかけづくり塾を実施しています。(生涯学習課)
- ◎ハローワーク求人情報等の掲出など求人情報をお知らせしています。(農業商工課)
- ◎生活困窮者等へ就労支援を行っています。(社会福祉課)

(平成 30 年度から 34 年度に実施したい内容)

- ◎障がい者の就労支援のため地域自立支援協議会に就労支援部会を設置します。(障がい福祉課)

2 地域の安全・安心の確保

【現状と課題】

東日本大震災や熊本地震では、多くの犠牲に見舞われました。また、近年は局地的な集中豪雨も各地で数多く発生し、被害も甚大となっており、市民の防災・減災への機運は高まっています。

避難行動要支援者の安全確保も非常に大きな課題となっており、要支援者の適切な把握と情報共有をもとに、具体的な避難誘導體制の構築を図る必要があります。

本市では、市民による防犯パトロールなどの活動が行われているとともに、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの育成などを行っています。今後も、防犯・防災活動を行う市民活動の支援を進める必要があります。

また、交通事故や犯罪件数は近年減少していますが、交通事故や犯罪を少なくするよう更なる努力が必要となっています。

本市においても、全市民の協力のもと、防災、防犯対策に万全を期することが重要です。

【施策の方向】

個人情報の適切な管理に留意しながら、地域ぐるみで、要支援者の安全確保と防犯・防災体制の充実を図り、いざという時には、みんなで助け合う体制を整えていきます。

【施策】

(1) 地域ぐるみの災害時避難行動要支援者の安全確保

① 自主防災会への支援

自主防災会への市民の参加を促進するとともに、資機材整備への補助を行うなど、活動への支援充実を図ります。

② 要支援者の把握と情報共有

要支援者本人の承諾のもと、庁内関係課や民生委員・児童委員、自主防災会等において要支援者の情報を把握するとともに、適切な個人情報管理のもと、リストを作成して共有化を図り、緊急時等に活用し支援できる体制を整えます。

関係機関等と連携し、最新の情報が共有できる仕組みづくりを目指します。

③ 要支援者への支援

関係機関等により把握した要支援者情報を活用し、日頃から要支援者とのつながりの強化、支援を図ります。

地域サロンや民生委員・児童委員等による見守り活動を全市に広げるよう促進していきます。

民生委員・児童委員や自主防災会との連携を強化していくとともに要支援者への支援への理解を得るためのPRに努めます。

(2) 要支援者に配慮した防災対策の推進

① 地域防災計画の推進

「伊豆の国市地域防災計画」に基づき、要支援者の安全確保を図るため、地域ぐるみで実践的な防災訓練を行います。

② 情報伝達の充実

障がいの状況等に応じた様々な情報伝達手段の整備や、防災行政無線等の整備・訓練の継続実施を図ります。

③ 避難体制の充実

地域の協力のもと、日頃から地域の要支援者を把握するとともに、災害時の避難体制の充実を図ります。

④ 避難場所の整備

避難場所において継続した介護、看護等が可能な体制の整備を促進します。

関係機関の協力のもと、広域避難所に軽度の要支援者用スペースの確保に努めるとともに、より高度なサービスや介護が必要な方については、予め協定を結んだ特別養護老人ホーム等に、二次的な避難所として「福祉避難所」を開設し、移送するなど、避難所体制の充実を図ります。

また、避難所や福祉避難所での必要な物資の確保に努めます。

(3) 災害ボランティアの育成

① 災害ボランティアコーディネーターの育成、支援

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成を図るとともに、災害時ボランティアセンターの立ち上げ、活動訓練を支援するとともに、活動訓練等を通じて、災害ボランティアの仕組みや災害時における地域住民としての役割の理解、普及に努めます。

② ボランティア活動への支援

市内のボランティアのほか、災害時には全国から本市を訪れるボランティア等の活動が効果的に行えるよう、ボランティア受入れ体制の強化を図ります。

(4) 地域ぐるみの防犯体制の強化

① 市民による防犯パトロールへの支援

市民による防犯パトロールの実施を働きかけるとともに、各団体の情報交換、交流等の機会の確保に努めます。

防犯パトロールについて講習会を実施するなど、新たなパトロール隊員の参加を支援します。

② 防犯意識の向上

通学路指導や防犯教室等の実施、高齢者学級（寿大学等）や地区サロンにおける防犯教室の開催など学校教育や社会教育において、市民の防犯知識や意識の向上を図ります。

③ 防犯情報の提供

不審者情報や振り込め詐欺等の犯罪情報について同報無線やメール配信により迅速に市民の注意喚起ができるよう、防犯情報の提供体制の充実を図ります。

④ 関係機関の連携

地域ぐるみの防犯活動の充実に向けて、警察、市民の活動団体等との情報交換・連携強化を図ります。

⑥ 更生保護の意識啓発

保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、犯罪を犯した人たちの社会復帰を支援します。

また、犯罪の無い社会を目指して、社会を明るくする運動を推進していきます。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の災害時要支援者等の見守り、手助けに努めます。 ●地域の防犯・防災活動に積極的に参加します。 ●日頃から地域の人たちと交流し、犯罪等が起こりにくい環境づくりに努めます。 ●要配慮者個別避難計画の作成・更新に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、行政等と連携し、災害時要支援者の把握と情報共有を行います。 ●支援が必要な人を、福祉サービスへつなげます。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、行政等と連携し、要支援者の把握と情報共有を行います。 ●市民、行政等と連携し、防犯・防災活動を支援します。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

- ◎自主防災会へ資機材費・組織運営費の助成をしています。(危機管理課)
- ◎要配慮者個別避難計画や作成者リストを作成し、関係者と情報共有をしています。(社会福祉課)
- ◎地域防災計画で福祉避難所を追加指定しています。(危機管理課)
- ◎手話通訳士を設置し障がい者への情報伝達手段の充実を図っています。(障がい福祉課)
- ◎避難所運営マニュアルの策定をしています。(危機管理課)(社会福祉課)
- ◎福祉避難所運営マニュアルの策定をしています。(長寿福祉課)
- ◎要配慮者個別避難計画を作成し、民生委員・児童委員に日頃の見守りをしてもらっています。(社会福祉課)
- ◎社会福祉法人などと協定を結び福祉避難所の確保に努めています。(長寿福祉課)
- ◎防犯パトロール実施者の講習会を年 2 回実施しています。(地域づくり推進課)
- ◎出前講座を実施しています。(危機管理課)
- ◎小学校・幼稚園・保育園・地区サロン等で防犯教室を開催しています。(地域づくり推進課)
- ◎振り込め詐欺について、同報無線の放送やメール配信にて注意を促しています。(地域づくり推進課)
- ◎警察や関係団体と連携しています。(地域づくり推進課)
- ◎防犯灯の修繕、地区要望に基づく新設のほか、LED 化を推進しています。(地域づくり推進課)

(平成 30 年度から平成 34 年度までに実施したい事業)

- ◎福祉避難所を増やしていきます。(長寿福祉課)(障がい福祉課)(社会福祉課)(危機管理課)
- ◎広域避難所に、軽度要支援者を受け入れる避難スペースの確保をしていきます。(社会福祉課)(危機管理課)
- ◎医療依存度の高い人の避難所の検討をしていきます。(障がい福祉課)(社会福祉課)(危機管理課)
- ◎施設や自主防災会と協力し要支援者を対象とした避難訓練を実施していきます。(危機管理課)(社会福祉課)(長寿福祉課)(障がい福祉課)
- ◎要約筆記者の導入について検討します。(障がい福祉課)

3 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進

【現状と課題】

子育て世代や高齢者や障がいのある人など市民の誰もが気軽に外出し、思い思いの活動や地域活動に参加できるまちづくりが重要です。本市においても公共施設、道路・歩道のバリアフリー化を進めるとともに、観光都市として、訪問者の利便性や景観に配慮した環境整備に取り組んできました。

今後も、高齢者や障がいのある人などの自立した日常生活や社会生活を確保するために公共交通機関、道路、公園施設、建築物の構造設備の改善を図り、利便性と安全性の向上を促進することが求められています。

また、不特定多数が訪れる民間の生活関連施設等についても、ユニバーサルデザインに基づく施設整備やバリアフリー化を働きかけています。

一方で、違法駐車や違法駐輪など、歩行者や車いすの通行を妨げる行為がみられることも事実です。

今後も、関係者や関係機関の協力を得ながら、移動が困難な人の視点に立った気配りの方法や、視覚障がい者誘導ブロックの意義などについて啓発を進めるとともに、バリアフリー化についての情報提供を進めていきます。

さらに、整備の足りない部分については、周囲の人が手を差し伸べることができるよう、心のユニバーサルデザインの考え方を普及させる必要があります。

【施策の方向】

施設設置者などの協力を得ながら、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の措置を講ずることにより、移動及び施設利用上の利便性と安全性の向上を図り、子育て世代や高齢者や障がいのある人を含む誰もが活動しやすいまちづくりの環境整備を推進します。

【施策】

(1) 公共施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進

① 公共施設の整備

道路や公園、その他公共施設については、多目的トイレ、視覚障がい者誘導ブロックの設置、通路の段差解消など優先度の高い施設からユニバーサルデザイン・バリアフリー化を図ります。

また、公共施設などへ AED の設置を進めています。

② 道路、歩道の整備

市道及び歩道の段差解消や景観に配慮した電線の地中化等を図るとともに、国・県道についても拡幅やバリアフリー化に向けた整備を要請します。

③ 公園の充実

既存公園の適正管理に努めるとともに、遊具等の安全点検に取り組み、子どもたちが安心して遊べる公園の維持に努めます。

(2) 民間施設の整備促進

① 民間施設のバリアフリー化の促進

不特定多数の人が訪れる生活関連施設等について、ユニバーサルデザインに基づく施設整備、バリアフリー化を働きかけるとともに、施設整備に対する支援を行います。

(3) 意識啓発と情報提供

① 意識啓発の推進

違法駐車、違法駐輪、道路への物品の陳列などにより視覚障がい者誘導ブロックを遮ったり、車いすの通行を妨げないように、市民の意識啓発に努めます。

② バリアフリー情報の提供

市内の公共施設や大規模施設等のバリアフリー化について情報発信を図るとともに、市内の企業や観光施設等と連携し、市民、観光客が利用する施設等についてのバリアフリー情報の提供を図ります。

高齢者や障がいのある人について、一定の条件のもと住宅改修等の補助を行う制度等について周知を図ります。

【それぞれの役割】

市民	● 普段から、移動が困難な人の視点に立った気配りと行動をします。
社会福祉協議会	● 市民、行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の把握、提供に努めます。
関係機関・団体	● 市民、行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の把握、提供に努めます。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

◎公共施設の多目的トイレの改修をしています。(おむつ替えシート、ベビーチェアの設置) (管財営繕課)

◎市道第 101 号線歩道改良工事を行っています。(建設課)

◎男子トイレ小便器への手すり設置、小便器の高さを低くする改修を行っています。(管財営繕課)

(平成 30 年度から 34 年度に実施したい事業)

◎ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応した新火葬場を整備します。(公共施設整備推進課)

◎県事業として南條駅前交差点電柱地中化事業を実施します。(建設課)

◎子育て支援の一環として、おむつ替えシート、ベビーチェア、授乳室を整備し、ポスター、ステッカー等を利用し周知していきます。(保健福祉・こども・子育て相談センター)

4 市民の移動手段の確保

【現状と課題】

高齢化が進行する中、運転免許証を返納する人も増え、買い物や通院など日常生活を送る上で交通手段の確保が大きな課題となっています。

鉄道やバスなど民間の交通機関に対して、路線網の維持を働きかけていますが、採算上の問題から、市民ニーズを十分に満たすだけの運行を確保することは困難な状況です。

そのため、本市でも自主運行バスの試行や、公共交通に関するアンケート調査、地域住民との意見交換会等を通じて市民ニーズを把握するとともに、「地域公共交通会議」を設置して、地域公共交通基本計画を策定しました。

また、高齢者や障がいのある人の外出には、介助者が必要なケースも増えていきます。事業者との連携のもと、障がいのある人の外出支援に取り組むとともに、ボランティアの育成を支援していくことが重要です。

今後も、市の現状に即した効果的な交通手段の確保と市民の外出支援のサポートを充実していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者や障がいのある人など誰もが気軽に出かけ、活動できるよう、市の実情に即した交通手段の充実に取り組むとともに、外出支援活動の充実を図ります。

【施策】

(1) 公共交通の整備

① バス路線網の整備

地域公共交通基本計画に即し、地域公共交通会議での議論を通じ市の状況に応じたバス路線網の整備をしていきます。

② 鉄道との調整

沿線市町及び鉄道事業者が加わる「駿豆線沿線地域活性化協議会」での協議等を通じて、利便性向上に向けた運営ダイヤ調整や高齢者や障がいのある人の外出支援等の働きかけを行います。

③ 予約型乗合タクシーの整備

立花台・星和地区では、予約型乗合タクシー「星の花号」が運行されています。今後も地域の実情に合わせ、導入の検討をしていきます。

(2) 高齢者、障がいのある人の外出支援

① 高齢者の外出支援

タクシー・バス・鉄道利用料金助成制度の継続を図り、自主運行バスなど持続可能な地域公共交通の整備を通じて高齢者の外出支援を行います。また、外出困難な在宅者に対し福祉車両の貸出や送迎サービスを行います。

② 障がいのある人の外出支援

事業者との連携のもと、移動支援事業などを実施するとともに、タクシー・バス利用料金助成

制度の継続を図り、障がいのある人の外出支援を行います。

【それぞれの役割】

市民	●高齢者、障がいのある人の外出支援に協力します。 ●電車やバスの乗り降りなどちょっとした声掛けで、移動の手助けを行います。
社会福祉協議会	●高齢者、障がいのある人の外出を支援する福祉用具の貸出しを行います。
関係機関・団体	●市民が利用しやすい交通網の維持・充実に努めます。 ●高齢者、障がいのある人の外出支援サービスの提供に努めます。

市役所の取組

(平成 29 年度末現在で実施している内容)

- ◎75 歳以上の人にタクシー・バス・鉄道の利用料金の助成をしています。(長寿福祉課)
- ◎重度障がい者にタクシー・バス・鉄道の利用料金の助成をしています。(障がい福祉課)
- ◎日常生活等に車イスを必要とする高齢者及び障がい者に福祉車両を貸し出し、送迎サービスを実施しています。(長寿福祉課)
- ◎地域生活支援事業(移動支援事業)の充実に図ります。(障がい福祉課)

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

本計画の目指す地域福祉を推進する上で、市民、自治会、子ども会、シニアクラブ、ボランティア団体、福祉サービス事業所、NPO法人、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、学校・PTA、行政等、計画に関わるすべての人が共通の認識をもつことが重要です。

また、地域包括ケアシステムを効果的に構築するために「伊豆の国市子ども・子育て会議」「伊豆の国市地域自立支援協議会」等各種協議会と連携し、ネットワークの強化を図ります。

市は、庁内各関係部署と連携・協力し、広報紙やホームページ等を通じて計画の内容について広く周知を図るとともに、地域福祉活動への関与や各種の学習機会等を通じて、地域福祉を推進する人材育成や活動支援を推進します。また、関連する個別計画の着実な実施に努めます。

市民一人ひとりには、地域や福祉に対する関心をもち、身近にできることから実践していくとともに、地域のさまざまな活動にも積極的に参加し、人と人とのつながりを強めていくことが期待されます。

自治会、子ども会、シニアクラブ、ボランティア団体、福祉サービス事業所、福祉活動団体・組織等には、それぞれの専門等に基づく役割を果たしながら、互いに交流・連携して、市の地域福祉推進に寄与することが望まれます。

さらに、市の地域福祉活動の中で大きな役割を担う社会福祉協議会の活動と連携し、その活動の充実を図るため、体制整備等の支援を行います。

上記の各活動主体は、今後一層の交流を通じてネットワークの強化を図り、連携して地域福祉の推進にあたります。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく行政施策の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、関連する個別計画における施策・事業の点検・評価を行い、適宜改善に努めます。また、アンケート調査等をもとに市民の意向を把握し、改善や今後の計画策定に活かします。

本計画は、行政の取組みだけでなく、市民をはじめ、地域が協働・連携して推進していく性格が強いことから、日頃からそれぞれの地域の中で福祉課題について話し合い、市民が主体的に福祉課題に取り組む、改善していくことが期待されます。

第6章 関連資料

1. 策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

No.	所 属	氏 名
1	伊豆の国市区連合会	大川 治彦
2	伊豆の国市民生委員児童委員協議会	杉村 幸夫
3	伊豆の国市社会福祉協議会	西島 康
4	伊豆の国市ボランティア連絡会	遠藤 育子
5	シニアクラブ伊豆の国	河合 勝也
6	伊豆の国市介護支援専門員連絡協議会	大川 航也
7	伊豆の国市地域自立支援協議会	濱口 昭
8	伊豆の国市障がい者相談支援事業所部会	村田 真人
9	韭山地域包括支援センター	遠藤 富美江
10	伊豆の国市社会教育委員会	西島 知彦
11	伊豆の国市校長会	長谷川 和恵
12	伊豆の国市保育園園長会	古屋 恵美子
13	公募委員	三宅 秀郎
14	公募委員	門倉 一
15	伊豆の国市 教育部長	山本 昭彦
16	伊豆の国市 市民福祉部長	小林 泰裕
17	伊豆の国市 市民福祉部 福祉事務所長	相川 健

2. 策定ワーキンググループ委員名簿

No.	所 属	氏 名
1	市長戦略部 政策戦略課	富田 倫員
2	総務部 地域づくり推進課	住谷 一枝
3	市民福祉部 健康づくり課	勝村 孝子
4	市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター	井上 美佐
5	市民福祉部 福祉事務所 長寿福祉課	永沼 雅裕
6	市民福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	田中 輝美
7	教育部 学校教育課	石井 正寿
8	教育部 幼児教育課	高梨 優子
9	教育部 生涯学習課	山口 彩
10	伊豆の国市社会福祉協議会	野田 真史
11	伊豆の国市社会福祉協議会	福井 英機

2. 用語解説

分類	用語	内容
あ	居場所	誰でも自由に過ごせる場所で「社会参加」の場として広まりつつある。散歩がてらに気軽に立ち寄って何気ないおしゃべりをしたり、悩みを分かち合ったり、お年寄りが孤立せず、生きがいを感じることでできる場所でもある。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。
	NPO	民間非営利団体(Non-Profit Organization)の略。地域などにおいて営利を目的とせずさまざまな社会的・公益的な活動を行う団体。
か	きょうどう 協働	住民、公益活動団体、事業者、行政等異なる主体が、それぞれの強みや機能を生かしながら、対等の立場で協力し合うこと。
	ゲートキーパー	地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。
	子育て支援センター	市が設置し、子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどの育成・支援、地域の保育資源の情報提供など、子育て家庭に対する育児支援を行なう。
さ	災害時要援護者	災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられている。
	災害ボランティア コーディネーター	災害が発生した時、被災して支援を求める人と、被災者を支援しようとするボランティアを迅速かつ適切につなぐ役割、調整役のボランティアのこと。
	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識・連帯感に基づき、主に自治会・町内会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
	シニアクラブ	高齢者の心身の健康の増進を図り、老後生活を健全に豊かにすることを目的とした自主的かつ中立的な組織。概ね60歳以上の者を会員とし、主な活動内容として、社会奉仕活動、教養講座、スポーツ活動などが行われている。
	社会福祉協議会	地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織・活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った民間非営利組織。社会福祉法第109条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されている。

	障害者手帳	障害者として公的機関の認定を受けると発行される、障害の程度を証明するための手帳。身体に障害のある人が持つ身体障害手帳、知的障害のある人が持つ療育手帳、精神に障害のある人が持つ精神障害者保健福祉手帳の3種類がある。
	生活困窮者自立支援	様々な理由により経済的に困窮している人(生活困窮者)を支援する制度。自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援など、生活困窮者の状況に応じて必要な自立支援を行う。
	成年後見制度	判断能力が精神上の障害(例えば、認知症や知的障がい等)により不十分な場合に本人を法律的に保護し、支えるための制度。
た	地域包括ケアシステム	高齢者や要支援者が、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう「介護・予防・医療・生活支援・住まい」のサービスを一体的に提供していく仕組み。
	地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核的機関。主に介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの機能を持つ。
	DV	ドメスティック・バイオレンスの略称で、夫婦・恋人の間に起こる身体的・精神的・経済的な内容を含めた暴力を意味する。
な	ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人など社会の中で弱い立場の人が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備するべきであり、また共に生きることが本来の姿であるとの考え。
は	バリアフリー	高齢者や障がいのある人の生活や諸活動に不便な障壁(バリア)を取り除くこと。段差等の物理的障がいのほか、障がいのある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障がいを除去すること。
	ファミリーサポートセンター	地域において、育児(や介護)の援助を受けたい人と行ないたい人が会員となり、育児(や介護)について助け合う組織。
	福祉教育	誰もが安心して幸せに生きる福祉社会を作るために、福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、更に自ら参加実践することによって心豊かな人間形成を図るとともに、福祉問題を解決する力を身に付ける教育のこと。
	福祉避難所	災害発生時に高齢者・障害のある人・妊産婦等、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
ま	民生委員・児童委員	民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員を兼務。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力を行う委員。

や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等に合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等の設計(デザイン)。
	要支援・要介護認定者	介護保険サービスを受ける際に、その人がどの程度の状態なのかを判定するもの。要支援は2段階、要介護は5段階あり、各段階によって受けられるサービスや負担利用料の上限が変わる。

伊豆の国市 第3次地域福祉計画

発行年月 平成30年3月

発行 伊豆の国市

編集 伊豆の国市 市民福祉部
福祉事務所 社会福祉課

〒410-2396 伊豆の国市田京299-6

Tel 0558-76-8036

Fax 0558-76-8029
